ISSN　0387—3188

令和二年九月三十日発行

萬葉

第二百三十号
令和二年九月

萬葉学会

古代東国の文字世界と上野三碑……佐藤　信（一）
『万葉集』の高麗剣と高麗錦と……上野　誠（一三）
——呼称感覚と表現性をめぐって——
大伴坂上郎女の来贈歌……奥村和美（三三）
——大伴家持代作歌への返歌として——
助詞シと形容詞文……栗田　岳（五三）
紹介
内田賢徳・乾善彦編
『万葉仮名と平仮名　その連続・不連続』……尾山　慎（六七）
第十三回萬葉学会奨励賞受賞者および受賞研究について……（七三）
報　告……（七五）
予　告……（七八）
お知らせ……（七九）

第二百二十九号　目次

「青雲」考 ……平舘英子
——空間を認識するという視点から——
上代文献における「河上」「川上」の語義と表記……葛西太一
資料紹介
林原美術館蔵『池田光政公御筆古筆写巻物』所収
「万葉集切・綾地切」……乾善彦
書評
奥田俊博著『古代日本における文字表現の展開』……佐野宏
飯泉健司著『風土記の方法—文学の知恵』……奥田俊博
松田聡著『家持歌日記の研究』……山﨑健司
紹介
小島憲之著『上代日本文學と中國文學　補篇』……西一夫
報告
予告

古代東国の文字世界と上野三碑

佐藤　信

はじめに

特別史跡の山上碑（六八一年）及び古墳、多胡碑（七一一年）、金井沢碑（七二六年）からなる群馬県高崎市の上野三碑は、二〇一七年にユネスコ「世界の記憶」に登録された。上野三碑と総称されるこの古代石碑群は、周辺地域に営まれた平安時代石碑の重文山上多重塔や、史跡多胡郡家正倉跡、史跡山王廃寺跡・史跡上野国分寺跡、上野国分尼寺跡、上野国府跡などの遺跡とも関連して存在している。

ここでは、日本律令国家との関係や古代東アジアとの交流のもと、古代の上野国多胡郡が東国社会の政治・社会・文化的文脈の中でどのような歴史的位置にあったのかを、総合的に理解したい。その際、古代東国に営まれた七世紀末から八世紀初めにかけての石文（碑）である上野三碑は、重要な歴史資料となる。上野の地域社会が、ヤマト王権・律令国家や渡来人その他との交流を通して漢字文化を受容し、東アジアとも深く関係していた歴史的広がりについて、改めて見直したい。

一、上野三碑

（一）山上碑

七世紀末の山上碑は、高崎市山名町の丘陵部に所在し、輝石安山岩の自然石の一面に面加工を施した上に文字を刻んでいる。

辛巳歳集月三日記
佐野三家定賜健守命孫黒賣刀自此
新川臣児斯多丶弥足尼孫大児臣娶生児
長利僧母為記定文也　　放光寺僧

「辛巳歳」（六八一年、天武十年）の「集月（十月）三日」に「記」すという第一行めから、続く三行で、佐野三家を定め賜わった健

守命の孫黒賣刀自が、新川臣の児斯多々禰足尼の孫である大児臣と娶いて生まれた児の長利僧が、母の黒賣刀自のために記定した文であるという内容である。建碑者の長利僧を「放光寺僧」とも記す。放光寺は、前橋市総社町にある山王廃寺をさすことが、出土した篦書文字瓦の銘「放光寺」から知られる。七世紀代にさかのぼる東国の代表的な初期寺院であり、立派な塔心礎や根巻き石・石製鴟尾が遺存している。山王廃寺は、七世紀末から八世紀はじめまで続く有力な総社古墳群に近く、東国地方豪族の雄上毛野君氏が営んだ白鳳寺院と考えられる。この地域は、のちに上野国府が置かれ、上野国分寺・国分尼寺も営まれて上野国の中心地ともなっている。

山上碑は、すぐ東に隣接する小円墳で横穴式石室をもつ山ノ上古墳とセットでとらえられ、特別史跡の名称も「山ノ上古墳及び古墳」となっている。山ノ上古墳の被葬者を長利僧の母黒賣刀自とみて、山上碑を墓碑とする説もあった一方、七世紀後期の碑とやや古手の古墳との時間差をみる説もあったが、横穴式石室は追葬が可能であることから、セットでとらえられるとする見方が強くなった。

銘文構成は、第一行が年紀記載、第二行が母系の系譜記載、第三行が父系の系譜記載であり、第四行が長利僧の建碑記載となっている。この碑銘は、放光寺の長利僧が母のために作った「記定文」であり、その際「佐野三家」管掌者の子孫である母系の系譜を強調していることが重要であろう。「三家」ミヤケは「屯倉」と同じで、この地に置かれたヤマト王権の直轄領であり、王権と結びついてミヤケを在地で管掌する地方豪族が、黒賣刀自の出身氏族であった。王権と密接な関係を結んだ地方豪族には、大陸・半島由来の最先端の先進文化が伝えられる環境があった。

母系の系譜が父系の系譜より優先して記されるのは、当時の東国の地方豪族の家族のあり方の社会的実態に応じたものであろう。律令では中国の家父長的家族にならって父系を重視するが、日本の社会的には、母系と父系が入り交じった双系制的な家族形態が一般的であったとみられており、この碑文でも母系が大事にされている。

またこの銘文は、漢文経典を読み書きできる僧侶の長利が、敢えて漢文の記載法ではなく、「母の為に」のような日本語の語順で漢字を表記する「和化漢文」（変体漢文）で記載している。碑を読んでもらうこの地域社会には、まだ漢文表記が行き届いていなかったことの反映でもあろう。「記定」も、『古事記』編纂などでも使われた用語で、漢字で記載することにより内容が確定される、という意識で用いられている。

七世紀の早い時期から母黒賣刀自の母方のもとで養育された長利が、仏教を信仰し修行して放光寺の僧侶となっており、この地域の中小地方豪族まで、仏教や漢字文化を受容して建碑するような、先進文化の積極的受容が進んでいたことがわかる。

（二）多胡碑

群馬県高崎市吉井町に所在し、牛臥砂岩を加工して方柱状に成形した碑身の前面を平滑に加工して楷書で碑文を刻み、上に寄棟状の笠石をかぶせている。碑身の高さ一二九センチを計る大ぶりな石碑であり、個々の文字も楷書で大ぶりに記されている。栃木県大田原市の那須国造碑、宮城県多賀城市の多賀城碑とともに、日本三古碑の一つともされている。

弁官符上野國片罡郡緑野郡甘
良郡并三郡内三百戸郡成給羊
成多胡郡和銅四年三月九日甲寅
宣左中弁正五位下多治比真人
太政官二品穂積親王左太臣正二
位石上尊右太臣正二位藤原尊

「弁官符上野国」とはじめる銘文は、上野国の片岡郡・緑野郡・甘良郡の三郡内から三百戸を割き新たに多胡郡を建郡したことを主張する内容であり、「建郡碑」の性格をもつ。碑の周辺に大家郷が推定され、近くに小字「御門」地名も残ることなどから、多胡郡家（郡衙）の地に建碑されたと考えられる。最近多胡碑の正南方に、多胡郡家にともなう正倉院の倉庫群の遺跡（上野国多胡郡正倉跡）が確認された。区画溝に囲まれた広域の区画中に総柱の高床倉庫群が立ち並び、北端には礎石建ち・瓦葺きの大規模な倉庫建物が確認されている。

『続日本紀』和銅四年（七一一）三月辛亥条には

割上野国甘良郡織裳・韓級・矢田・大家、緑野郡武美、片岡郡山等六郷、別置多胡郡。

という記事があり、新たに多胡郡を構成した六里（郷）三百戸の里（郷）名も記されている。多胡郡の建郡について、多胡碑の碑文と内容は一致する。中央編纂の『続日本紀』の記録と多胡碑の在地社会の同時代記録とが符号することは、貴重であろう。

銘文は、建郡を認める太政官から和銅四年（七一一）三月九日宣で発行された下達文書「弁官符」を略記する内容である。太政官の知太政官事穂積親王（太政官二品穂積親王）・左大臣石上麻呂（左太臣正二位石上尊）・右大臣藤原不比等（右太臣正二位藤原尊）といった高官の名を挙げて、その権威で建郡を正統化していることは注目される。地方では、左右大臣を「石上尊」「藤原尊」と

尊称で呼んでいることも知られる。

なお、この時「弁官符」を受け取った上野国司の守は平群安麻呂であり、中央の太政官に建郡について上申し、「弁官符」の内容を多胡郡司に伝えたのであろう。この平群安麻呂は、次の赴任地である尾張国司の時にも、霊亀元年（七一五）七月に、尾張国人の外従八位上の席田君邇近と新羅人七十四家が美濃国に移入して、美濃国に席田郡が建郡されたことがあり、その新羅系渡来人による建郡にも関わったと思われる。

「給羊」の「羊」を郡司となった人名とみる説のほか、置き字・吉祥句とみるなどの諸説があったが、渡来系の人名にはウヂ名・カバネをもたない例があり、時期は八世紀後期から九世紀代に降るが、「羊」「子羊」などの人名記載が多胡郡地方の文字瓦銘にも知られている。

多胡碑の場合、多胡郡、同郡韓級（辛科）郷や甘良郡などの地名に渡来人を推測させる名がみえ、また『続日本紀』天平神護二年（七六六）五月壬戌条に「在上野国新羅人子午足等一百九十三人、賜姓吉井連」とあって、吉井連を賜姓された新羅人たちがこの地（高崎市吉井町）に深くかかわっていた。やはり新羅系渡来人の存在が、多胡郡・多胡碑と結びついていたのである。多胡郡域では、矢田遺跡（高崎市吉井町）などから個人名を記載した文字瓦が多く分布しており、人々と仏教・漢字文化との結びつきが知られる。また、地名人名を記した刻書のある石製紡錘車もとくに多く出土していて、繊維製品生産の高い技術の展開が、渡来人の存在とともにうかがえる。

（三）金井沢碑（七二六年）

群馬県高崎市山名町字金井沢の谷筋の南斜面に立つ石文で、輝石安山岩の自然石の一面を平坦に加工して、九行の銘文を刻んでいる。

上野國羣馬郡下賛郷高田里
三家子□為七世父母現在父母
現在侍家刀自〔他田カ〕□□君目〔頼カ〕□刀自又兒〔加カ〕□
那刀自孫物部君午足次駅刀自次〔若カ〕□駅
刀自合六口又知識所結人三家毛人
次知万呂鍛師礒マ君身麻呂合三口
如是知識結而天地誓願仕奉
石文
神亀三年丙寅二月廿九日

碑文は、上野国群馬郡下賛郷高田里の「三家子□」を代表として、「七世父母・現在父母」のために、家を取り仕切る妻の「家刀自」

たち家族六名が、さらに知識を結んだ「三家毛人」ら三名とともに、天地に誓願して仏教に「仕奉」する決意を示した「石文」であるという内容。第九行に年紀を記す。第二行の「三家子□（孫）」と第三行の「現在侍家刀自他田君目頬刀自」以下に並ぶ人名「合六口」の願主集団のとらえ方について、「三家子□（孫）」を人名とみる勝浦令子説が有力。建碑発願者の「三家子□（孫）」の三家氏は、山上碑にみえる「佐野三家」のミヤケ管掌氏族とみられ、彼らが「七世父母」のため「知識」を結う仏教信仰集団として存在した。仏教を受容し、その仏教を紐帯として族的結合を図り、それを在地社会に公示する機能を「石文」に求めたといえる。

①「三家子□」が表に立つが、家刀自である女性の②他田君目頬刀自が知識の中心であり、その娘の③（三家）加那刀自、目頬刀自の孫（加那刀自の息子）の④物部君午足、その妹の⑤物部駅刀自、さらにその妹の⑥物部若駅刀自の六名が、女系でつながった家族として仏教信仰を共有している。律令では、戸籍上は父系を重視して子は父の姓を名乗るが、夫婦は別姓であり、婚姻には男が女方に通う妻問い婚的な形態があって、子どもは母方に養育されることが多かった。こうした母系が父系と共存する双系的な家族の実態が、東国の在地社会には展開していたと思われる。仏教信仰で結びついた家族外の「知識」の三人は、⑦三家毛人とその子カの⑧三家知万呂、そして⑨鍛冶師の礒部君身麻呂であった。

上野三碑は、古代における東国と律令国家との関係や東国における漢字文化の展開をめぐり、東国地域社会の動向の側から列島の古代史を照射しており、その点で石文が果たす史料的役割は大きい。

二、律令国家と上野三碑

（一）ミヤケから郡へ

律令国家形成の前提となったヤマト王権時代の多胡郡周辺地域の歴史のなかで、王権の直轄領的なミヤケ（屯倉・三家）の存在が、上野三碑に大きな影響を与えている。

東国にヤマト王権のミヤケが設置された事情は、『日本書紀』安閑天皇元年（五三四）閏十二月是月条にみられる「武蔵国造の反乱」の伝承にうかがうことができる。武蔵国造の職位をめぐる武蔵の地方豪族笠原直氏の内部対立にからんで、その一方と結んだヤマト王権の大王権力が、上毛野君氏と結んだ他方の勢力を倒した。その抗争制圧後に、武蔵南部に四箇所の屯倉が設置され、さらに翌年五月甲寅条で上毛野国にも緑野屯倉が設けられた。古墳文化に示されるように東国豪族の雄であった上毛野君氏の本拠地付近に、大王権力がくさびを打ち込んだともいえる。この緑野

屯倉が、のちに上野国緑野郡となる。この伝承は、東国に進出するヤマト王権の大王権力が、毛野の勢力とその影響下にあった武蔵の勢力を圧倒していく過程として理解できる。甘粕健氏によれば、武蔵の中心的な地方豪族が北武蔵（埼玉県行田市）に埼玉古墳群を営んだのに対して、南武蔵では古墳時代初期に存在した大型前方後円墳の分布が途絶えていった。南武蔵への屯倉群の設置によって、有力地方豪族の勢力は払拭され、ヤマト王権による先進的生産技術の在地への扶植が行われて、その結果生産力の向上がもたらされ、有力家族層が勃興するという社会的展開が進んで、群集墳の盛行となっていったとみられる。こうした変化は生産のみではなく、信仰や文化にも関わる動向であったろう。

山上碑では、「佐野三家」に関わった「健守命」から長利僧に続く氏族系譜が強調されている。「佐野」は、金井沢碑に記す上野国群馬郡「下賛郷」の郷名と一致し、現在の高崎市上・下佐野（山上碑・金井沢碑両碑からは南の対岸）より広範囲の地名といわれ、尾崎喜左雄氏は現高崎市の上・下佐野、倉賀野、根小屋、山名、そして藤岡市の中、森の地とする。

『万葉集』巻一四三四二〇番・三四一八番には、佐野の地を詠んだ

可美都気努　佐野乃布奈波之　登里奈波　之　於也波左久礼
騰　和波左可流賀倍
可美都気努　佐野田能奈倍能　武良奈倍　尓　許登波佐太米
都　伊麻波伊可尓世母

の和歌がみえる。佐野の地は、船橋が架かる河川渡河点のある陸上交通の要衝であり、「佐野田の苗」から農業生産の要地でもあった。これらの万葉歌も「佐野三家」と深く関わっており、ミヤケが置かれた歴史的背景の上で、山上碑の存在を理解すべきだろう。

金井沢碑では、「三家子□（孫）」が建碑の代表とみられ、「下賛（佐野）郷」にあった三家姓の地方豪族が主体であった。「佐野三家」との関連で金井沢碑も営まれたといえる。知識である「三家毛人」も合わせて、三家氏は、渡来系の三宅（三家）連・三宅史・三宅吉士・三宅人との関係を考えることも可能だが、ミヤケを管掌した地方豪族が「三家」をウヂ名とすることは充分あり得る。官職名がウヂ名化する例は、「因」官命」氏」（『続日本紀』延暦十年（七九一）九月丙子条・十二月丙申条）という形でよくみられる。そうすると、ヤマト王権とミヤケ管掌者である東国豪族とのつながりという面から、三家氏をとらえることができよう。このことは、東国に「伴造的国造」が多く分布し、ヤマト王権の軍事的基礎として東国地方豪族が存在した歴史的展開のなかで理解することができる。これは、のちの律令国家において、東国が防人や鎮

兵の負担を負った歴史的特質に通じる。

なお、防人歌など『万葉集』にみられる和歌に詠まれた上野国の地名を郡別に調べてみると、多胡郡とそれを囲んで多胡郡の母体となった片岡・緑野・甘楽の三郡とを合わせた諸郡の地名がかなり多く存在しており、三碑のあるこの地域が上野国における万葉歌の文学的母体となっていることが指摘できる。国府が置かれた隣接する群馬郡には、八世紀半ば以降に上野国分寺・国分尼寺が営まれ、上野国における仏教・文化の中心としての役割を果たすようになったことも、合わせ考えるべきであろう。

(二) 渡来人と上野三碑

上野三碑の背景として、東国における渡来人と渡来文化の様相は決定的に重要である。東国と渡来人・渡来文化の関係は、七世紀後半の東アジア国際関係における激動の影響を受けている。隋の滅亡後に充実した中央集権体制による大帝国を築いた唐は、七世紀半ば以降に新羅と結んで高句麗や百済への侵攻を開始し、半島は動乱の時代を迎えた。唐・新羅連合軍の前に、六六〇年には王都扶余が陥落して百済が滅亡する。百済豪族たちによる百済復興軍が一時勢力を保ち、倭の援軍を得るが、六六三年に白村江の戦いで倭軍と百済復興軍は大敗し、百済復興の夢はついえた。ついで、六六八年には高句麗が内部分裂もあってついに唐・新羅の攻撃の前に滅亡する。こうした大きな変動の後、朝鮮半島では、今度は唐と新羅が対立するに至った。

こうした戦乱の過程で、王族・貴族や知識階層をふくむ大量の百済・高句麗・新羅の人々が日本列島に逃れ渡来した。そして、その中の多くの人々が、ヤマト王権によって東国諸地域に安置されることとなった。安置は、租税負担なしで自存していけるような生活への配慮を賜うということであり、具体的には地方豪族による支援のもとで自活するということであろう。のちの『続日本紀』養老元年（七一七）十一月甲辰条では、「高麗・百済の二国の士卒、本国の乱に遭ひて、聖化に投す。朝廷、その絶域を憐みて、復を給ひて身を終へしむ」とする。

『日本書紀』には、たとえば持統元年（六八七）三月丙戌条に「以二投化新羅十四人一、居二于下毛野国一。賦レ田受レ稾、使レ安二生業一」とあるような、渡来人の東国安置の記事が多くみられる。霊亀二年（七一六）に、武蔵国高麗郡が建郡された際には、

駿河・甲斐・相模・上総・下総・常陸・下野の七国の高麗人千七百九十九人を以て、武　蔵国に遷し、高麗郡を置く。（『続日本紀』同年五月辛卯条）

と記されるように、多数の高句麗系渡来人が集められて高麗郡を

構えたことが知られる。郡を建てるということは、日本の公民として調庸を負担する民となったことと理解できる。なお甲斐国巨麻郡も、高句麗系渡来人を中心に構成された郡と考えられる。

また天平宝字二年（七五八）には、新羅系渡来人集団により武蔵国新羅郡（のち新座郡と改称）が建郡された記事もみえる。

帰化新羅僧卅二人、尼二人、男十九人、女廿一人、移二武蔵国閑地一。於レ是、始置二新羅郡一焉。（『続日本紀』同年八月癸亥条）

この場合新羅僧がいるように、文化的に高い知識を身につけた人々も、東国各地に配置されたのであった。こうした渡来人たちが七世紀後半以降の東国各地の地方豪族や人々に与えた文化的影響は、決して小さくなかった。

七一一年に建碑された多胡碑の場合、「多胡」郡、同郡「韓級（辛科）」郷や「甘良」郡などの地名に渡来人の存在が示唆され、また『続日本紀』天平神護二年（七六六）五月壬戌条に「在二上野国一新羅人子午足等一百九十三人、賜二姓吉井連一」と吉井連を賜姓された新羅人たちがこの地に深くかかわっていた。この新羅系渡来人の存在を抜きにして多胡郡・多胡碑は語れない。

渡来人の場合、姓（ウヂ名やカバネ）をもたないことがあり、名前のみで「羊」のような人名表記がなされ得る。多胡郡域では、篦書きで人名を記載した八世紀後半から九世紀代の文字瓦が多く出土しており、その中には渡来人と推定されるウヂ名・カバネを持たない名前のみの人名が多くみられる。また、矢田遺跡などから石製の紡錘車が多く出土しており、その中に地名・人名を刻書したものが多くみられる。このことは、渡来人とつながって高級繊維製品を作成する技術をもち、仏教・寺院や漢字文化に親しんで名前を記載した人々がこの地域に多く居住したことを示す。

こうして、上野三碑が営まれた歴史的背景には、渡来人・渡来文化と在地社会との交流、とくに渡来人と在地の地方豪族・人々との結びつきが存在したのである。列島の古代社会は、渡来人を異国人として排斥することなく共存して迎え入れたことが指摘されるが、多胡郡周辺においては、異文化が共生する地域社会が存在したのであった。

（三）仏教と上野三碑

古代東国における仏教の展開も、上野三碑と深く結びついている。列島における白鳳寺院の展開から、七世紀後半に仏教が各地の地方豪族にも広がったことは知られるが、それはヤマト王権による仏教興隆政策とも結びついていた。これに応じて、地方豪族の権威の象徴も、七世紀から八世紀にかけて、古墳から寺院へと変化していったのである。

山上碑は、「放光寺」僧の長利僧によって営まれた。放光寺は、出土した箆書文字瓦銘「放光寺」から、山王廃寺であった。七世紀中葉～第3四半期に創建された、東国の初期寺院として有力な寺院であり、長利僧はその僧侶であった。なお、長元三年（一〇三〇）『上野国交替実録帳』にも定額寺の「放光寺」がみえ、この時点でも荒廃しながら寺名は続いていた。山上碑は、長利僧が母黒賣刀自のために建碑したものである。隣接する山ノ上古墳に母黒賣刀自が追葬された可能性があり、碑は墓碑・供養碑のような、仏教的環境のもとで営まれたものといえよう。

金井沢碑も、仏教との関係のもとで営まれた。銘文中に仏教用語「知識」がみられ、東国地方社会における知識の例として、仏教の在地社会への浸透を示す格好の資料である。また「七世父母」も、中国六朝や朝鮮半島の造像銘などに多く記される仏教用語である。日本でも受容され、金石文の観心寺阿弥陀仏造像銘・西琳寺阿弥陀仏造像銘・粟原寺鑪盤銘などに記されている。さらに「誓願」の語も同様であり、金井沢碑は、東国の在地社会における仏教の受容を前提としてとらえられる。

（四）地方豪族の系譜と律令国家

上野三碑のうち山上碑には「佐野三家」の管掌者の系譜記載、金井沢碑にはミヤケ管掌に発した三家氏を中心とする系譜記載があり、氏族的結合を強調することは銘文を構成する重要な要素であった。また多胡碑にも、建郡の際最初の郡司とされた「羊」の子孫が郡司氏族として長く継続することが含意されており、郡司氏族の系譜強調の性格がみられる。系譜記載を明記した石文が在地に立てられ多くの人々に見られる状況が推測できる。石文の機能として、在地社会において建碑者の氏族的伝統の主張が為された。氏族的伝統・祖先崇拝の強調を通して、族的結合の強化がめざされたといえる。

ヤマト王権時代の金石文においても系譜記載が行われていた。中でも五世紀後期の埼玉古墳群稲荷山古墳出土鉄剣銘は名高い。そこでは、「上祖名意富比垝」から「乎獲居臣」に至る氏族系譜とともに、敬称「足尼」の賜与や王権への「世々」の「仕奉」の実績など、中央の王権との結合関係の伝統が強調されている。氏族系譜と結びついた祖先崇拝によって、現在の族的結合を強化する意味があったと考える。

こうしたことは、上野三碑が建てられた七～八世紀における律令国家と地方豪族との関係の歴史動向とも結びつく。すなわち、地方豪族たちが評司・郡司となって律令国家の地方制度の中で自らの在地支配権を確保しようとする際、中央の王権や地方官であ

る国司たちとの密接な結びつきとともに、在地社会内における氏族的伝統を強調し、自らの族的結合の強化を進める上で、不特定多数の人々に対して可視的で呪力をもつ石文という形で系譜の明示が行われたのであろう。

その後確立した律令国家のもとで、地方豪族は郡司として国司の下で地方官僚化していった。やがて、石文のような物質的道具立てを用いて自らの氏族系譜を主張しなくとも、国家から与えられた位階・官職といった国家的・抽象的な標識によって、自らの社会的立場を示すことになっていき、石文は建てられなくなった。

（五）律令制の文書主義と「記定」

上野三碑が果たした機能として、事柄を文字で記して人々に提示することの意味、それと関わって文字が果たした呪的な役割についてもふれたい。

唐が中国で強大な帝国を築いて広大な領域に中央集権的支配体制を敷くのにあたっては、支配の道具として律令制が大きな役割を果たした。そして律令制は、文書主義を重要な特徴とした。中央政府の内部、そして中央から地方への命令伝達や地方から中央への情報集約にも、口頭にかわって文書がいわば血液としての役割を果たした。日本律令国家も、律令の文書主義を導入して、中央・地方にわたる支配体制を組み上げたのであった。

ヤマト王権の時代にも、大王との結びつきを伝える銘文刀剣が、王権と地方豪族との間の支配・従属的関係の象徴として機能した。これらの刀剣銘文は、地方豪族が大王との結びつきを明示し、自らの支配権の拡充を目的にして作られたといえよう。

上野三碑も、地域の中小豪族や建郡者が自らの主張を多くの人々に明示する石文であった。その内容は、多胡碑の場合中央政府から発給された紙の文書を石文化したものであった。紙ではなく石文の形にして公示することが、建郡・建碑者にとっては必要だったといえよう。石文の機能としては、現在から将来にわたる記載内容の明示と、記載事項の保証・拘束力の確保にあったといえよう。その際、中央政府が関係した石文、例えば多胡碑（七一一年）や多賀城碑（七二四年）では、碑石が立派で文字が大きいという特徴が認められるように、碑自身のあり方もその機能と密接に結びついていた。

また、山上碑の「記定文也」という文言は、文字の呪力と合わせて、文を記し定めるという行為自身に石文の大きな機能があったことを示している。金井沢碑の文末の「石文」も同様である。『日本書紀』天武十年（六八一）三月丙戌条には、王権による国史編纂作業を命じた中で、「令」記二定帝紀及上古諸事一」として「記

定」の文言が使われている。地方豪族による石文建立は、国家による修史事業と共通して、自己主張する事柄を口頭ではなく漢字によってブレなく確定する、そしてそれを多くの人々に示し伝えるという機能をもっていたといえる。

（六）律令の地方官衙・交通路と石文建立の場

上野三碑が建立された場の歴史的環境について考えたい。立地の歴史的環境としては、山上碑が隣接する山ノ上古墳とともにとらえられる。また、多胡碑の立地としては、碑周辺に大家郷が推定され、吉井町大字池に小字「御門」地名が残ることなどから、多胡郡家（郡衙）の地に多胡碑が建てられたと考えられる。多胡碑の正南方には、多胡郡家の正倉院の倉庫群の遺跡（上野国多胡郡正倉跡）が確認されている。溝に囲まれて大規模な礎石建ち瓦葺きの高床倉庫が建ち並んでいることが判明しており、さらに考古学的に郡庁の遺跡が検証されることを期待したい。

また、交通路が石文建立の場と深く関わっていた。上野三碑は、『延喜式』の東山道駅路とは別の有力なバイパス的存在である、鏑川沿いの交通路に沿って営まれている。このルートには、のち上野一宮となる貫前神社（群馬県富岡市）が存在し、鏑川・烏川の河川交通の重要性と合わせて、東山道駅路のバイパスとして重要な機能を果たした。後世の「羊大夫」の伝説では、「羊」記載のある多胡碑の地には、羽の生えた名馬で都との間を頻繁に往来して朝廷に仕えた「羊大夫」がいたというが、この説話も都との往来に使われた交通路の存在が背景となっているのである。

おわりに

東国の地域社会によって、中央の王権や律令国家、そして渡来人との交流のなかで建てられ、今日まで地元の人々の努力によって守り伝えられてきた、七世紀から八世紀にかけての上野三碑について、その歴史的背景を多面的に検討してきた。

そこでは、ミヤケ（屯倉・三家）・コホリ（評・郡）といった制度を介したヤマト王権・律令国家との交流、地域の他豪族・民衆間の交流、東アジアの国際関係と結びついた渡来人との交流、仏教との交流、交流の基盤となった交通・交易との関係などといった多面的な交流のもとで、東国の地方豪族たちが自らの地方官化や氏族的形成そして展開を図る中で、上野三碑が果たした機能を明らかにしてきた。

律令国家や国際関係など多様な地域間交流の中で展開した諸地域の古代史を多面的に明らかにする上で、上野三碑という古代東国の石文は、政治・文化上の歴史資料として注目される。その上

野三碑の検討によって構成される古代東国の地域社会の古代史は、多文化共生の中で展開した列島の古代史を雄弁に物語ってくれるものと考える。

参考文献

井上光貞「大化改新と東国」『井上光貞著作集第一巻　日本古代国家の研究』岩波書店、一九八五年、もと一九五四年
井上光貞「大和国家の軍事的基礎」『井上光貞著作集第四巻　大化前代の国家と社会』岩波書店、一九八五年、もと一九四九年
尾崎喜左雄『上野三碑の研究』尾崎先生著書刊行会、一九八〇年
尾崎喜左雄『多胡碑』中央公論美術出版、一九六七年
熊倉浩靖『増補版上野三碑を読む』雄山閣、二〇一七年
群馬県『群馬県史　通史編二原始古代二』群馬県、一九九一年
群馬県立歴史博物館『日本三古碑は語る』一九九四年
国立歴史民俗博物館『古代の碑―石に刻まれたメッセージ―』一九九七年
佐藤信「古代の地方豪族と渡来人」鈴木靖民編『日本古代の王権とアジア』吉川弘文館二〇一二年。
東野治之「上野三碑管見」『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年
東野治之・佐藤信編『古代多胡碑と東アジア』山川出版社、二〇〇五年
平野邦雄監修・あたらしい古代史の会編『東国石文の古代史』吉川弘文館、一九九九年
前沢和之『古代東国の石碑』日本史リブレット72、山川出版社、二〇〇八年
松田猛『上野三碑　古代史を語る東国の石碑』同成社、二〇〇九年
森公章『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文館、一九九八年

（さとう　まこと・東京大学名誉教授）

『万葉集』の高麗剣と高麗錦と

――呼称感覚と表現性をめぐって――

上野　誠

そりゃね、私だって若いころは、紅顔の美少年でございましたよ。真っ赤な色の、皆が振り向くような紫色の、大きな柄の上着を着て、あの住吉の有名な遠里小野の榛の実染め色の鮮やかな衣で、ばっちりと決め込んでおりやした。そいつにね、これまた錦の紐、その錦の紐といったって、そんじょそこらの錦じゃあ、ありません。高麗錦の紐を縫い付けましてね、着ていたんでございますよ。紐といったってぇ、高麗錦だったんでございましたよ。ほんとに――。

（竹取翁歌の一部の釈義、新派劇のセリフ風。[1]『万葉集』巻十六の三七九一）

はじめに

筆者が、この二十年間、志向し続けてきた「万葉文化論」については、一書が刊行され、すでに多くの書評が出て、疑義も提出されている（『万葉文化論』ミネルヴァ書房、二〇一八年）〔影山　二〇一九年〕〔川﨑　二〇二〇年〕〔倉持　二〇一九年〕〔小松　二〇一九年〕〔鈴木喬　二〇一九年a〕〔鈴木喬　二〇一九年b〕〔竹内　二〇一九年〕〔土佐　二〇一九年〕〔山田　二〇一九年〕〔渡辺　二〇一九年〕。批判の集中した点に対して、冒頭に筆者のコメントを寄せておきたい。小松靖彦は、「万葉文化論」といっても、基本的には個別一首の解釈変更を目指しており、万葉文化の総体を示すに至っていない、との指摘がなされている〔小松　二〇一九年〕。また、鈴木喬は、〈生活性〉〈心性〉〈表現性〉のトライアングルの回路による考究が、循環論法に陥る可能性が高いことを指摘している〔鈴木喬　二〇一九年b〕。

指摘された二点については、覆うことのできない、わが「万葉文化論」の不備と弱点である。ありがたい指摘であった。一方、「万葉文化論」は、始発したばかりであり、その研究手法が広く認知されているわけではない。そこで、批判は批判として、内省しつつ、わが「万葉文化論」のいわんとするところを、本論文では、万葉語「高麗剣」と「高麗錦」を一つの事例として、開陳してみたい、

と思うのである。まずは、その予備的考察から。

戦後のGHQの占領政策の影響もあって、日本には、日本なりのパン食文化のようなものが形成、定着していったように思われる。われわれは、今日「フランスパン」「イギリスパン」といったときに、そのパンをイメージすることができる。

■フランスパン（硬い棒型形状のパン）
■イギリスパン（柔らかい食パンで、四辺のうち上辺のみふくらみあり）

ところが、「ドイツパン」とか、「アメリカパン」「スペインパン」といわれても、個別の特徴をイメージできない。この場合、その国において食べられるパン全体をイメージしてしまうことになる。ちなみに、「フランスパン」「イギリスパン」については、インターネットの画像検索をすれば、一目瞭然である。が、しかし。フランスやイギリスにおいても、さまざまなパンが食べられており、この名称でイメージできるパンばかりが食されているわけではない。「フランスパン」とか「イギリスパン」という呼称は、日本語を基盤として形成された消費流通圏で通用する呼称でしかないのである。簡単にいえば、「フランスパン」「イギリスパン」という呼称と、その呼称法によるパンの弁別は、日本語圏においてのみ機能しているのである。

天津に「天津飯」なく、ウィーンに「ウィンナコーヒー」などないのと同じである。ちなみに、「フランス人形」も、フランスにはない。つまり、こういった呼称法を必要としているのは、外来文化を受け入れた側の地域や国の方であり、フランスやイギリスにおいて、こういったパンの呼称法や弁別法が機能しているわけではないのである。ところが、日本においては、それが一つの呼称として流通し、その呼称法に基づいたパンが流通して、一つのブランドとして機能していると見なくてはならないのである。これを、〈生活性〉〈心性〉〈表現性〉の各観点から分析すると、こうなる。

〈生活性〉……フランスパンという呼称で流通しているパンを食べるという生活の存在。
〈心性〉……文化の国フランスという高級なブランドイメージの存在。
〈表現性〉……文学作品を造型する時に、食べているパンをわざわざフランスパンと指定すれば、そこに一つの表現性が創出される。

わが「万葉文化論」の志向するところは、この考察法とまったく同じ方法をとる。つまり、万葉歌に〈生活性〉〈心性〉〈表現性〉の関係性の回路を見つけて、より立体的でより深い理解を目指そうというところに、「万葉文化論」の可能性を、筆者は見出してみたいのである。

一、「カラ」と「コマ」「クダラ」「ミマナ」「シラギ」

万葉歌語にも、前述したような呼称法がある。本論文では、そのなかでも、「高麗剣」と「環頭大刀」、「高麗錦」と「紐」との関係について、考えてみたい、と思う。

その基礎作業として、『倭名類聚鈔』から、「カラ（唐）」「クレ（呉）」「クダラ（百済）」「コマ（高麗）」「シラギ（新羅）」を冠した語を摘記すると、次のようになる。次の一覧は、正宗敦夫編纂校訂『倭名類聚鈔』（風間書房、一九七七年、初版一九三二年）および同索引を利用し、語の収集を行ない、それをわかりやすい漢字表記に改めて掲示したものである。

筆者は、古辞書の性格や書誌に暗く、充分にその語の性格を明らかにし得ないが、十世紀前半に存在した可能性のある語を考える目安として、ここに挙げておきたい。(2)

唐……唐臼（カラウス）唐鱏（カラエヒ）、唐匙（カラカキ）、唐柏（カラカシハ）、唐衣（カラキヌ）、唐草（カラクサ）、唐櫛匣（カラクシゲ）、唐組（カラクミ）、唐竿（カラサヲ）、唐鋤（カラスキ）、唐橘（カラタチ）、唐梨（カラナシ）、唐計（カラハカリ）、唐桃（カラモモ）

呉……呉竹（クレタケ）、呉鼓（クレツヅミ）、呉床（クレトコ）、呉藍（クレアヰ）、呉芸（クレノオモ）、呉椒（クレノハジカミ）

百済……百済琴（クダラコト）

高麗……高麗笛（コマフエ）、高麗桙（コマホコ）

新羅……新羅琴（シラギコト）

以上のように、掲出してみると、「カラ」が多いことに気づかされる。その理由は、さまざまに考えられるが、「カラ」を冠する語が多いのは、外国の国々の総称として機能していたからであろう。そこで、「カラ」と「コマ」「クダラ」「ミマナ」「シラギ」との関係について考えてみたいと思う。その手がかりとするのは、『日本書紀』の次の記述である。

七年の秋九月に、高麗人・百済人・任那人・新羅人、並に

来朝(まゐけ)り。時に、武内宿禰に命(みことのり)して、諸韓人(もろもろのからひと)等を領(ひき)ゐて池を作らしむ。因りて、池を名けて韓人池(からひとのいけ)と号(い)ふ。

（『日本書紀』巻第十、応神天皇七年秋九月条、小島憲之ほか校注・訳『日本書紀①（新編日本古典文学全集）』小学館、一九九四年、傍線引用者）

古代社会においては、最新鋭の技術によって、池の掘削と造堤が行なわれていたから、池は文明の象徴であった。『古事記』『日本書紀』が池に関して記述する場合、どの御代に、誰の命令によって、どんな人びとが工事に携わったのか、ということが示されていることが多い。この記事を読むと、「高麗人」「百済人」「任那人」「新羅人」が、「諸韓人」と呼ばれていたことがわかる。つまり、それらの人びとは「韓人」なのであり、「韓人」を「からひと」、「韓人池」を「からひとのいけ」と訓じれば、「カラ」が外国一般を示す呼称として、存在していたことになる。その理由について、明確な解を与えているのは、宣長の次なる言説であろう。

加羅國と云は、任那の舊名(モトノナ)にて、崇神天皇の御代に、外ツ國の始メて参りしは此ノ國なり、故レ西ノ方ノ諸ノ外ツ國の大名となりて、三韓をも、漢國(モロコシノ)をも、みな加羅(カラ)と云なり、然るに此レをたゞ三韓のみに限れる名と心得て、漢國などを然云を、誤リなりと云は、中々に非なり、萬葉十九に、漢人(カラヒト)とも見え、又同巻に、遣唐使のことを、韓國邊遣(カラクニヘヤル)とも、韓國爾(カラクニヘ)由伎多良波之弖(ユキタラハシテ)、ともあるなどをば知らずや、

（『古事記傳』三十之巻、『本居宣長全集』第十一巻、筑摩書房、一九六九年）

宣長は、「カラ」の呼称が広く「外国」の称となったのは、最初に交流をもった国の名であったからだとする。「カヤ」と「カラ」とが音通であるということについては、すでに述べられていて、なかば定説化しているのだが、この点については、古代の朝鮮漢字音の問題も含め、筆者の学力の及ばぬところである〔田中俊明一九九二年〕。

したがって、ここでは、考察の対象とする「コマ」も「カラ」の一つであったという確認のみをしておきたい。同じく、ここで確認しておきたいのは、「コマ」は、「クダラ」「ミマナ」「シラギ」と区別される国名、地域名でもあった、ということである。[3]

二、『万葉集』の「高麗剣」

縷々述べてきた「コマ」について、『万葉集』の「高麗剣」の用例をみてみよう。

一九九　……やすみしし　我が大君の　聞こしめす　背面の国の　真木立つ　不破山越えて　高麗剣　和射見が原の　行宮に　天降りいまして　天の下　治めたまひ〈一に云ふ、「払ひたまひて」〉　食す国を　定めたまふと　鶏が鳴く　東の国の　御軍士を　召したまひて……　（巻二）

二九八三　高麗剣　我が心から　外のみに　見つつや君を　恋ひ渡りなむ　（巻十二）

一九九番歌と二九八三番歌の例は、ともにワ音を起こす枕詞として使用されている。これは、「高麗剣」の柄頭が環状になっていることに由来するものである。「高麗剣」と呼称されていた剣の頭が、環状であったことは、次の資料を見ればわかる。

銀荘高麗様大刀一口〔刃長二尺五寸、鋒者偏刃、銀作環頭、玳瑁裹把、銀作葛形纏把、又作山形龍鱗荘鞘、白皮帯執、黒紫綾帯、緑地高麗錦袋、緋綾裏、〕

（「東大寺献物帳」竹内理三編『寧楽遺文』中巻、東京堂出版、一九六八年、初版一九六二年、傍線引用者）

銀荘高麗様大刀一口〔刃長二尺七分、鋒者両刃、鮫皮裹把、環頭、銀作山形葛形平文、洗皮帯執、黒紫綾帯、紫糸絡結袋、〕

（「東大寺献物帳」竹内理三編『寧楽遺文』中巻、東京堂出版、一九六八年、初版一九六二年、傍線引用者）

「高麗剣」の一九九番歌と二九八三番歌の例と、「東大寺献物帳」の記述を勘案してわかることは、「高麗剣」といえば、剣の頭が環であると認識されていたことである。では、そもそもの大刀はどのような基準で分類されていたのであろうか。「東大寺献物帳」に登場する大刀の分類を見ると、①～⑩の分類があることがわかる。

「陽陰宝劔」（①）
「唐大刀」（②）
「唐様大刀」（③）
「高麗様大刀」（④）
「各種荘大刀」（⑤）
「黒作大刀」（⑥）
「懸佩刀」（⑦）
「横刀」（⑧）
「金銅荘劔」（⑨）
「杖刀」（⑩）

（「『正倉院御物目録』及び『東大寺献物帳』所載の刀装の種類と名称について」〔正倉院事務所編　一九七七年〕より、分類を摘記した）

そこで、右の分類をわたくしに再整理してみることにする。大刀の分類要素を今、新たに五項目に分けると、左記のようになる。

宝剣……①
伝来……②
仕様……③④
作……⑥
形状……⑦⑧⑩

「宝剣」というものは、形状などにかかわらず、宝であるので一つに分類されるのであろう。一方、大刀の場合、その大刀がどういう経緯を経て伝来したかということも重要なはずだ。ここでいう「仕様」というものは、好みに合わせた作り変えや装飾のことをいう。「作」は、製法、製作者から来る違いである。また、「形状」は見ることですぐにわかる違いである。

おそらく、「高麗様大刀」とは、さまざまな「仕様」のなかの一つの「仕様」と考えてよいだろう。したがって、好みによって環頭が選ばれた大刀を「高麗剣」と呼んでいたと思われる。だとすれば、環頭であれば「高麗様大刀」「高麗剣」と呼ばれる可能性があった、と見てよい。

では、考古学では「環頭」はどのように位置付けられているのだろうか。一つの見解を引用しておこう。

二口、万葉集に「わ」にかかる枕詞として「狛剱（こまつるぎ）」、「高麗（こま）剱（つるぎ）」の名がある。註文に二口とも銀作環頭とあり、上古時代古墳出土の環頭柄頭大刀の類に属する。古墳出土の環頭大刀の特徴は、素環頭・三繋環頭、環中に獅嚙・単龍・単鳳・含玉双龍を餝り、柄・鞘の総体を金銅薄板金をもって裹み、要所に責金を施す。中には佩表に鋸歯状の龍鱗文を、佩裏に連珠状の龍腹文を圧出技法で表わしたもの、あるいは唐草状の絡龍文を圧出したものがある。帯執足金物は古墳出土品共通の一条の腹帯金の棟に素環を付け、鐔は倒卵形で矩形の透しがあるのを通行とする。中に把の扼（しぎり）に縄目を刻した金銅線巻を施したものがある。これに対して奈良時代に属する原品は全く遺存しない。献物帳の註文によって推察のほかはない。註文に一は「銀作環頭、玳瑁裹把、銀作葛形纏把、又作山形龍鱗荘鞘」、一には「鮫皮裹把、環頭、銀作山形葛形平文」

とある。両者ともに帯執足を山形につくってあるのは古墳出土の環頭大刀の帯執足が素環を通行とするのとは著しく相違する点である。

〔正倉院事務所編　一九七七年、傍線引用者〕

一読してわかることは、考古学においても、万葉歌の「高麗剣」の例と「東大寺獻物長」の記載から、考察をなしているということである。さらに、重要なことは、環頭といっても、さまざまな環頭のデザインが存在していたということである。そして、もっとも重要なことは、奈良時代に属する原品が存在していないということである。さすれば、「高麗剣」の源流はどこにあるのかというと、「高麗大刀の名が示すように朝鮮を経て伝来した環頭大刀の源流は漢・六朝における大刀形制である。」と解説されている。

では、その「環頭大刀（環刀）」は、日本において、どのように流通していたのであろうか。この点に関しては、町田章に、次のような分析がある。

弥生時代から四世紀にかけて、日本には中国から舶載された環刀が存在する。だが、それは日本的な合口式の外装に改造して使用されており、中国的な佩用がおこなわれることはなかった。五世紀の後期になると、装飾をほどこす環刀があらわれる。それは中国の王朝が朝鮮や日本の大王に将軍号を冊封したときに賜与された環刀を頂点とする特別の意味をもつ環刀であった。六世紀になると素環刀は影をひそめ、装飾をほどこす環刀がさかんにつくられる。多くは中国製環刀を模倣した朝鮮製ないしは日本製の環刀であり、軍事権の象徴として中央の政権から地方の政権に分与されたものとみられる。七世紀になると、日本製環刀が大量に出まわり、国家が地方の末端権力を掌握していく道具に用いた。七世紀後半になって唐文化の積極的な導入、律令体制が確立するころ、環刀はその歴史的な使命を終え、姿を消していく。

〔町田　一九七六年、傍線引用者〕

町田は、環刀を、中国皇帝が将軍号と伴に下賜した剣であったとする。そのために、軍事権の象徴となって、地方に分与されたと見るのである。三角縁神獣鏡地方分与説と相似形の理論といえるだろう。ところが、なぜ環刀が「高麗剣」と称されたかについては、皆目見当がつかない。何らかの理由によって、環刀を「高麗剣」と称していたのだろうが、その理由は不明というほかはないのである。

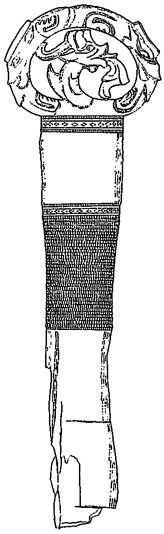

静岡県掛川市宇洞ヶ谷横穴墳出土の６世紀型Ⅱ式環刀。町田〔1974〕より引用。

（静岡県掛川市　宇洞ヶ谷横穴墳出土の６世紀型Ⅱ式環刀）

しかしながら、八世紀の前半において、高麗からやって来たと主張する技術者がいたことは、次の『日本書紀』の記述からわかる。

六年の秋九月の己酉の朔にして壬子に、日鷹吉士を遣して、高麗に使して巧手者を召さしめたまふ。

（『日本書紀』巻第十五、仁賢天皇六年九月条、小島憲之ほか校注・訳『日本書紀②（新編日本古典文学全集）』小学館、一九九六年、傍線引用者）

是の歳に、日鷹吉士、高麗より還りて、工匠須流枳・奴流枳等を献る。今し倭国の山辺郡の額田邑の熟皮高麗は、是其の後なり。

（『日本書紀』巻第十五、仁賢天皇六年是歳条、小島憲之ほか校注・訳『日本書紀②（新編日本古典文学全集）』小学館、一九九六年、傍線引用者）

仁賢天皇の命によって、日鷹吉士が招聘した「スルキ」「ヌルキ」の末裔と称する人びとがおり、額田邑に集住して、「熟皮」を生業としていたのである。彼らは、「熟皮高麗」と呼ばれていたようである。おそらく、皮なめし技術について、卓越した技術を有していたのであろう。「熟皮高麗」という言い方は、今日でいえば、一つのブランドを示す言い回しである。[4]「崎陽軒の焼売」「５５１の豚まん」「法律の中央」などの言い方と同じであろう。この「熟皮高麗」の例は、技術の伝承者たちが、その祖国名を冠して、一つのブランドとして、商品価値を高めている例といえる。[5]

環刀がなぜ「高麗剣」と称されていたかは不明であるが、外国名が一つのブランドとして機能し、かつそれが人口に膾炙していたことがわかる。では、高麗剣が枕詞として機能するためには、どのような前提が必要なのだろうか。筆者は、次にように整理する。

α　さまざまな剣のなかでも、高麗剣というものは、頭部が環型となっていることを表現者が知っている。

β　「わ」音を起こす枕詞「高麗剣」を使用しても、αの知識が、聞き手や読み手にもあるとの判断を表現者も下している。

これを、「万葉文化論」のトライアングルにあてはめると、以下

のようになる。

〈生活性〉……高麗剣というものがどのようなものか、知っている。
〈心性〉……高麗剣にかかわる一つのブランドイメージが存在している。
〈表現性〉……「わ」音を起こす枕詞を形成し、その枕詞を使用して、表現をかたちづくっている（巻二の一九九、巻十二の二九八三）。

〈生活性〉が〈心性〉を支えているともいえるし、その〈生活性〉と〈心性〉があって表現も成り立つともいえるだろう。もちろん、〈表現性〉が〈心性〉に影響を与えることもあるので、実際は、単純化することができないが、筆者は、以上のように、枕詞「高麗剣」を理解することができる、と考えている。

三、『万葉集』の「高麗錦」

次に、「高麗錦」の用例について見てゆきたい。

二〇九〇　高麗錦　紐解き交はし　天人の　妻問ふ夕ぞ　我も偲はむ　（巻十）

二三五六　高麗錦　紐の片方ぞ　床に落ちにける　明日の夜し来なむと言はば　取り置きて待たむ　（巻十一）

二四〇五　垣ほなす　人は言へども　高麗錦　紐解き開けし　君ならなくに　（巻十一）

二四〇六　高麗錦　紐解き開けて　夕だに　知らざる命　恋ひつつあらむ　（巻十一）

二九七五　高麗錦　紐の結びも　解き放けず　斎ひて待てど　験なきかも　（巻十二）

三四六五　高麗錦　紐解き放けて　寝るが上に　あどせろとかもあやにかなしき　（巻十四）

三七九一　……さ丹つかふ　色なつかしき　紫の　大綾の衣　住吉の　遠里小野の　ま榛もち　にほほす衣に　高麗錦　紐に縫ひ付け　刺部重部　なみ重ね着て　打麻やし　麻績の子らあり衣の　宝の子らが　うつたへは　綜て織る布　日ざらしの　麻手作りを　信巾裳成者之寸丹　取為支屋所経　稲置娘子が　妻問ふと　我におこせし　彼方の　二綾裏沓　飛ぶ鳥の　明日香壮士が　長雨忌み　縫ひし黒沓　刺し履きて　庭にたたずめ　罷りな立ちと　禁め娘子が　ほの聞きて　我におこせし　水縹の　絹の帯を　引き帯なす　韓帯に取らせ……　（巻十六）

通覧してみると、全用例、「紐」につながるので、「高麗錦」は「紐」を起こす枕詞ということができる。しかし、三七九一番歌の例は、少し事情を異にする。ここでは、「にほほす衣」に「高麗錦」を紐として縫い付けるというのであるから、実際に「高麗錦」を縫い付けたということになる。したがって、三七九一番歌の「高麗錦」については、枕詞であるにしても、実意ある枕詞ということになる。このように考えてみると、三七九一番歌以外の例も、単に紐を起こす枕詞であると必ずしも考える必要はないようにも思われる。もちろん、修飾句であることは間違いないが、それぞれの歌のなかで、実際の「高麗錦」が想起されていると考えてもよいはずだ。

また、三七九一番歌において注意しなくてはならない点は、〈住吉の遠里小野のま榛の衣〉〈明日香壮士の沓〉などとともに、一つのブランド品であったことである。同じ品物でも特定のものがよいという表現となっている。今日でいえば、産地ブランドといってもよいだろう。二三五六番歌は、おそらく紐であって高価であったことを前提としてなされた表現であろう。だから、男としては早く返してもらわないと困るのである。(6)

では、高級な布、わけても「錦」を紐として、実際に使用するなどというようなことは、あったのだろうか。次のような例もあるから、あったと考えてもよいだろう。

天皇、是の歌を聆しめして、則ち感情有しまして、歌して曰はく、

ささらがた　錦の紐を　解き放けて　数多は寝ずに　唯一夜のみ

とのたまふ。

（『日本書紀』巻第十三、允恭天皇八年二月条、小島憲之ほか校注・訳『日本書紀②（新編日本古典文学全集）』小学館、一九九六年、傍線引用者）

とすれば、錦を、服の紐とすることの前提には、服地の色と異なる色の紐をつけることによって、装飾するという服飾が存在していたことになる。その着眼点に基づいて、古代文献を見渡すと、次のような例を見出すことができる。

A　又、一時に、天皇の葛城山に登り幸しし時に、百官の人等、悉く紅の紐を著けたる青摺の衣を給りて服たり。

（『古事記』下巻、雄略天皇条、山口佳紀・神野志隆光校注・訳『古事記（新編日本古典文学全集）』小学館、一九九七年、傍線引用者）

B　爾くして、匍匐ひ進み赴きて、庭中に跪きし時に、水潦、腰に至りき。其の臣、紅の紐を著けたる青摺の衣を服たり。故、水潦、紅の紐に払れて、青きは、皆紅の色に変りき。

（『古事記』下巻、仁徳天皇条、山口佳紀・神野志隆光校注・訳『古事記（新編日本古典文学全集）』小学館、一九九七年、傍線引用者）

C　又詔して曰はく、「男女、並に衣服は襴有り、襴無き、及結紐・長紐、任意に服よ。其れ会集はらむ日に、襴衣を着て、長紐を著けよ。唯し男子のみは、圭冠有らば冠して、括緒褌を着よ。女の年四十より以上は、髪の結げ、結げぬ、及馬に乗ること縦横、並に任意なり。別に巫・祝の類は、髪結ぐる例に在らず」とのたまふ。

（『日本書紀』巻第二十九、天武天皇下　十三年閏四月五日条、小島憲之ほか校注・訳『日本書紀③（新編日本古典文学全集）』小学館、一九九八年、傍線引用者）

D　○辛卯、葛井・船・津・文・武生・蔵の六氏の男女二百卅人、歌垣に供奉る。その服は並に青摺の細布衣を著、紅の長紐を垂る。男女相並びて、行を分けて徐に進む。

（『続日本紀』巻第三十、称徳天皇　宝亀元年三月二十八日条、青木和夫ほか校注『続日本紀四（新日本古典文学大系）』岩波書店、一九九五年、傍線引用者）

Aの例は、天皇から下賜された狩衣の例である。Bの例は、笑話ともいうべきものだが、笑話として機能したということは、青衣に赤紐の衣服が実際にあったのであろう。Cの例は、天武朝の服制の例であるが、宮廷服の一つとして、長紐を着けることも奨励されていたことがわかる。Dの例は歌垣の例であるが、歌垣においても青衣に赤紐を付けた衣が下賜されていたようである。(7) してみると、ABDは、青衣に赤紐が付けられていた例ということになる。Cの例でもわかるように、紐を長くして、装飾性を増す例もあり、紐の長さや衣の色のコントラストを楽しむ服飾があったことがわかる。かえりみて、竹取翁歌の場合は、装飾性の強い布、そのなかでも、高麗錦のような高級ブランド品を着けることができた、と主張しているのである。

四、「高麗」のイメージを外国楽から考える

以上の考察に一定の妥当性があるとするならば、次に考察しなくてはならないのは、古代社会における「高麗」のイメージについてであろう。そこで、外国楽の奏楽の事例を通じて、「高麗」のイメージについて考えよう、と思う。

以下のa～dは、外国楽の宮廷における奏楽の事例である。

a　是の日に、小墾田儛と高麗・百済・新羅三国の楽を庭中に奏す。

（『日本書紀』巻第二十九、天武天皇下　十二年正月十八日条、小島憲之ほか校注・訳『日本書紀③（新編日本古典文学全集）』小学館、一九九八年、傍線引用者）

b　唐楽師十二人。〔掌らむこと、楽生教へむこと。高麗、百済、新羅の楽の師此に准へよ。〕楽生六十人。〔掌らむこと、楽習はむこと。余の楽生此に准へよ。〕高麗楽師四人。楽生廿人。百済楽師四人。楽生廿人。新羅楽師四人。楽生廿人。

（『令』巻第二、職員令第二、雅楽寮、井上光貞ほか校注『律令（日本思想大系）』岩波書店、一九八一年、初版一九七六年、傍線引用者）

c　○乙亥、雅楽寮の雑楽生の員を定む。大唐楽卅九人、百済楽廿六人、高麗楽八人、新羅楽四人、度羅楽六十二人、諸県儛八人、筑紫儛廿人。その大唐楽生は、夏蕃を言はず、教習に堪ふる者を取る。百済・高麗・新羅等の楽生は、並に当蕃の学に堪ふる者を取る。但し、度羅楽、諸県・筑紫の儛生は、並に楽戸を取る。

（『続日本紀』巻第十一、聖武天皇　天平三年七月二十九日条、青木和夫ほか校注『続日本紀二（新日本古典文学大系）』岩波書店、一〇九二年、初版一九九〇年、傍線引用者）

d　右、冬十月、皇后宮の維摩講に、終日に大唐・高麗等の種々の音楽を供養し、爾して乃ちこの歌詞を唱ふ。弾琴は市原王・忍坂王〔後に、姓大原真人赤麻呂を賜る〕、歌子は田口朝臣家守・河辺朝臣東人・置始連長谷等十数人なり。

（巻八の一五九四左注、傍線引用者）

aの例は、すでに諸家が説き尽くしたように、日本が高麗・百済・新羅のいわゆる三韓の支配者であることを暗示する奏楽であろう。bの資料は、令制の楽師・楽人の定員を示している。cは、bの令制の楽の楽師・楽人の定員の見直しが行なわれたことを示す資料である。各国楽の定員の見直しは、その時々の各国楽の趨勢を反映しているとみてよい。dは、皇后宮で行なわれた維摩講の奏楽の事例である。これらは、その時々の外国楽の伝習のありようを伝えるものであるが、後述するように、〈唐楽〉と〈高麗〉を以て外国楽を代表させる考え方が、時代が下るにつれて広まっていったと考えられる。ちなみに、dの弾琴唱歌は、日本楽を表象していると考えてよい。つまり、唐で中国を代表させ、高麗で朝鮮半島を代表させているものとみられる。

以上の外国楽の趨勢を踏まえて、「西大寺資材流記帳」にみられる「楽器」と「楽衣服」についてみてみよう。

楽器衣服第六
呉楽器二具
呉楽衣服二具
呉楽衣服卌八具
大唐楽器一貢
唐楽器
唐楽衣服具
高麗楽器一具
高麗楽衣服具

（「西大寺資材流記帳」竹内理三編『寧樂遺文』中巻、東京堂出版、一九六八年、訂正版初版一九六二年、傍線引用者）

宝亀十一年（七八〇）十二月に作成された西大寺の資材帳のうち、写本が残っているのは、第一巻のみである。その一巻の第六章が、「楽器衣服」であり、そこでは順次に寺有の「楽器」と「楽衣服」が記されている。これを見ると、宝亀十一年の時点で、「呉楽」「唐楽」「高麗楽」の「楽器」と、「楽衣服」とを西大寺が有していたことを認めることができるのである。この記載から、われわれは一体何を読み取ればいいのだろうか。それは、やはり、朝鮮半島の楽のなかでも、高麗楽が有力であったことを意味するのではないかと思われる。

以上の考察を踏まえて、宮廷において伝習される外国楽の趨勢について、整理を示すと、左のようになる。

Ⅰ　雅楽寮のなかで優勢なものは〈唐楽〉であるが、〈呉楽〉〈新羅楽〉〈高麗楽〉も、〈唐楽〉に継ぐ地位を有していた。
Ⅱ　天平期以降、〈高麗楽〉は、寺院楽のなかでは〈唐楽〉に継ぐ地位を有していた。
Ⅲ　〈唐楽〉と〈高麗楽〉によって、中国と朝鮮半島の楽を代表させる傾向は、天平以降、強まるようである。『万葉集』の維摩講の事例も、その趨勢のなかで考えねばならない。

外国由来楽の記述

史　　料	〈唐楽〉〈高麗楽〉〈呉楽〉〈新羅楽〉〈百済楽〉の記述
『日本書紀』天武12年（683）春正月18日条に「庭中」で奏された楽	小墾田舞に続き、〈高麗楽〉〈百済楽〉〈新羅楽〉が奏される ※瑞祥出現にともなう禄給、大赦、課役免除にともなう奏楽
養老「職員令」の定員規定	〈唐楽師〉12人／楽生60人、〈高麗楽師〉4人／楽生20人、〈百済楽師〉4人／楽生20人、〈新羅楽師〉4人／楽生20人
『続日本紀』天平3年（731）秋7月29日に制定された雅楽寮の楽生の定員	〈大唐楽〉39人、〈百済楽〉26人、〈高麗楽〉8人、〈新羅楽〉4人、〈度羅楽〉62人 ※百済、高麗、新羅の楽は、それぞれの国の出身者から採用
天平11年（739）冬十月の皇后宮の維摩講での音楽供養（『万葉集』巻8の1594左注）	〈大唐楽〉〈高麗楽〉 ※市原王らの仏前唱歌あり
天平21年（749）の大仏開眼会の外国楽（『続日本紀』、『東大寺要録』より）	〈唐古楽〉〈唐散楽〉〈唐中楽〉〈唐女舞〉〈林邑楽〉〈高麗楽〉〈高麗女楽〉
『西大寺資材流記帳』（宝亀11年［780］作成）に列記されている楽器、楽衣服	〈呉楽器〉〈呉楽衣服〉〈大唐楽器〉〈唐楽器〉〈唐楽衣服具〉〈高麗楽器〉〈高麗衣服具〉

この傾向は、『続日本紀』記事にみる外国楽の奏楽事例によっても確認できる。以下、見てみよう。

ア　○辛酉、群臣を新宮に宴す。女楽・高麗楽を奏る。五位已上に禄賜ふこと差有り。是の日、左大弁従四位上巨勢朝臣奈弓麻呂に正四位上を授け、并せて以金牙飾斑竹御杖を賜ふ。
（『続日本紀』巻第十四、聖武天皇天平十三年［七四一］七月十三日条、青木和夫ほか校注『続日本紀二（新日本古典文学大系）』岩波書店、一九九二年、初版一九九〇年、傍線引用者）

イ　○戊子、弓削寺に幸して仏を礼みたまふ。唐・高麗の楽を庭に奏る。刑部卿従三位百済王敬福らも亦、本国の儛を奏る。
（『続日本紀』巻第二十六、称徳天皇天平神護元年［七六五］十月三十日条、青木和夫ほか校注『続日本紀四（新日本古典文学大系）』岩波書店、一九九五年、傍線引用者）

ウ　事畢りて、弓削寺に幸して仏を礼みたまふ。唐・高麗の楽と黒山・企師部の儛とを奏る。太政大臣禅師に綿一千屯を施したまふ。僧綱と百官の番上已上と、直丁・担夫に至るまで、各差有り。内竪・衛府には特に新しき銭を賜ふ。亦差有り。
（『続日本紀』巻第二十六、称徳天皇天平神護元年［七六五］閏十月二日条、青木和夫ほか校注『続日本紀四（新日本古典文学大系）』岩波書

店、一九九五年、傍線引用者）

エ　庚子、大極殿に御しまして、僧六百を屈して大般若経を転読せしめたまふ。唐・高麗の楽と内教坊の蹋歌（たふか）とを奏る。

（『続日本紀』巻第二十六、称徳天皇神護景雲元年［七六七］十月二十四日条、青木和夫ほか校注『続日本紀四（新日本古典文学大系）』岩波書店、一九九五年、傍線引用者）

イウは、道鏡ゆかりの弓削寺への御幸における奏楽の記事である。エは、大極殿における大般若経転読に続く奏楽記事である。ア～エの記事によって、聖武朝以降においては、唐楽と高麗楽によって、外国楽が代表されていることがわかる。

楽のイメージをどこまで一般化してよいか、その判断は難しいが、少なくとも、朝鮮半島すなわち三韓を代表する地位を有し、唐楽とともに外国楽を代表していたとすれば、高麗が一つのあこがれの国であった、とみてよいだろう。高麗剣、高麗錦といった場合、そういった高級感イメージがあったのである。

おわりに

迂遠な議論となってしまったが、思うところは述べ切った。これまでに得た知見をもとにして、竹取翁の歌について再考し、結としたい。

竹取翁の歌では、わざわざ高麗錦を付けた紐にしたとの表現があり、それは、

〈生活性〉……高麗錦は、高価なものだった。

〈心性〉……私の家は裕福であり、かつ、私は大切に養育されていた。高麗錦を使うことのできるほど豊かだったと主張したいのであろう。

〈表現性〉……そして、その高麗錦の紐を付けていたと表現することによって、自らの生い立ちを語ってゆこうとしているのである。いわば、表現を造型しているのである。

という関連のなかで成り立っている表現なのであろう（冒頭釈義参照）。

蛇足ながら、高麗剣についても、まとめておきたい。大刀を、佩剣した場合、その正面に見えるのが頭であり、環頭の場合、それがすぐにわかったと思われる。したがって、多くの人びとが、環頭を意識しやすかったのである。ために、大刀の頭は軍事的地位や身分を表象していたといえるだろう。その環頭大刀を「高麗

剣」と称していたからこそ、「わ」を起こす枕詞となったことが推定できる。

「高麗」は、「百済」「新羅」に対して遠隔地であり、イメージしにくい側面もあったと思われるが、外国楽の中では優勢であり、それだけにあこがれのブランドイメージを喚起した可能性も高い。高麗からやって来たと主張した人びとの居住地もあり、氏名に「高麗」を名乗る人びとが確認できることも、右記のことがらの傍証となるだろう。

〈生活性〉〈心性〉〈表現性〉の回路を見つけ出すことによって、歌表現に蓄積されている文化を読み解くという研究手法は、鈴木喬から批判を受けているように、循環論法に陥る弊がある〔鈴木喬　二〇一九年b〕。が、しかし。筆者は、たとえ循環論法になったとしても、表現と表現の背後にある生活や心性に対する理解が深まれば、歌の理解も深まると思うのだが、どうだろうか。

苦しい言い訳ではあるけれども、もって擱筆の言とし、ご叱正を賜りたい、と思う。

注

（1）ここでいう「新派」とは、一八八一年からの伝統を持ついわゆる「新派劇団」のこと。情感たっぷりの一人語りをイメージして作成している。具体的に俳優をイメージしていないが、老優の円熟味を期待したセリフ回しとした。

（2）この考察法の先鞭をつけたのは和田萃である〔和田　一九九四年〕。

（3）『万葉集』では、「高麗」が、高級品に冠せられていることについては、桜井満の指摘がすでにある〔桜井　一九九二年、初出一九九〇年〕。

（4）本論文のブランド化の議論は、河添房江の議論に負うところが大きい。河添は、唐物のブランドの性格を読み解くことによって、『源氏物語』の人物造型に迫ろうとしている〔河添　二〇一八年〕。なお、居住地のブランド力ということについては、影山尚之に卓論がある〔影山　二〇一七年〕。

（5）しかもそれは、一つの渡来伝承で、高麗からやって来たと主張する技術者集団が、自らの存在意義を主張する伝承といえよう。

（6）本論文では、実意ある枕詞として認定し、立論を急ぐが、枕詞と考えた場合には、枕詞として「高麗錦」が機能する前提としては、次の二点が想起される。

α　さまざまな錦のなかでも、特定の錦のなかで高麗錦というものがあり、それがどのようなものかイメージできる。そして、その高麗錦を服の紐に使用することがあるということを知っている。

β　「紐」を起こす枕詞「高麗錦」を使用しても、αの知識が聞き手や読み手にあるとの判断を表現者もしている。

（7）ちなみに、奈良朝の宮廷における歌垣は、歌の掛け合いというより歌いながら行なうマスゲームと考えた方がよい。したがって、舞衣のように考えるべき衣である。

参考文献

石上英一
一九八八年「古代国家と対外関係」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史2　古代2』所収、東京大学出版会、初版一九八四年

今尾文昭
一九八二年「素環頭鉄刀考」『考古学論攷（橿原考古学研究所紀要）』第八冊所収、奈良県立橿原考古学研究所
一九八四年「高麗剣と環頭大刀」森浩一編『万葉集の考古学』所収、筑摩書房

榎本淳一
二〇〇八年『唐王朝と古代日本』吉川弘文館

大阪歴史博物館編
二〇一七年『特別展　渡来人いずこより』同博物館

太田英蔵
一九八六年a「上代錦綾とその作者」『太田英蔵染織史著作集　上巻』文化出版局、初出一九四八年
一九八六年b「倭人伝の倭錦と異文雑錦についての試論」『太田英蔵染織史著作集　下巻』文化出版局、初出一九七六年

荻美津夫
一九九一年「雅楽寮」『日本古代音楽史論』吉川弘文館、初版一九七七年

影山尚之
二〇一七年「佐保川のほとり―坂上郎女の見た風景―」『武庫川国文』第八十二号所収、武庫川女子大学
二〇一九年「新刊紹介　上野誠氏著『万葉文化論』」『美夫君志』第九十九号所収、美夫君志会

亀田修一
二〇〇三年「渡来人の考古学」『七隈史学』第四号所収、七隈史学会

河　晶淑
二〇〇四年「『万葉集』の中の「カラ」」河添房江編『交易史から見た上代文学と平安文学の諸相』（平成十二年度～平成十五年度科学研究費補助金研究成果報告書）所収、河添房江研究室

川﨑　晃
二〇二〇年「書評と紹介　上野誠著『万葉文化論』」『日本歴史』

一月号所収、日本歴史学会

河添房江
二〇〇五年　『源氏物語時空論』東京大学出版会
二〇一八年　『源氏物語越境論―唐物表象と物語享受の諸相―』岩波書店

岸　俊男
一九八四年　「五「漢」と「呉」」『古代宮都の探究』塙書房、初出一九八二年

金　孝淑
二〇〇四年　「権威付けの装置としての「唐土」と「高麗」―『うつほ物語』『源氏物語』『狭衣物語』を通して―」田中隆昭編『日本古代文学と東アジア』所収、勉誠出版

倉持長子
二〇一九年　「書評　上野誠著『万葉文化論』」『日本文学』第六十八巻第九号所収、日本文学協会

小松靖彦
二〇一九年　「上野誠著　万葉文化論」『週刊読書人』

桜井　満
一九九二年　「国際感覚―カラとコマと―」『万葉びとの世界―民俗と文化―』雄山閣出版、初出一九九〇年

佐々田悠
二〇一五年　「正倉院宝物からみた古代の朝鮮半島」（成均館大學校ワークショップ「東アジア研究への新たなビジョン」資料）

島本あや
二〇一三年　「『萬葉集』における唐物」河添房江編『唐物から見た日本文化史の総合的研究―上代から近世まで―』（平成二十一年度～平成二十四年度科学研究費補助金研究成果報告書）所収、河添房江研究室

正倉院事務所編
一九七七年　「『正倉院御物目録』及び『東大寺献物帳』所載の刀装の種類と名称について」『正倉院の大刀外装』、小学館

杉本一樹
一九九二年　「唐の文物と正倉院」池田温編『古代を考える　唐と日本』所収、吉川弘文館

鈴木　喬
二〇一九年a　「上野誠著　万葉文化論」『西日本新聞』二〇一九年三月二日掲載記事
二〇一九年b　「書評　上野誠著『万葉文化論』」『萬葉』第二百二十八号所収、萬葉学会

鈴木靖民
一九八五年　『古代対外関係史の研究』吉川弘文館
関　晃
一九五七年　『帰化人』至文堂、初版一九五六年
竹内清己
二〇一九年　「上野誠『万葉文化論』のことなど――承継の定位」『陸』第二十一号所収、七月堂
田中俊明
一九九二年　『大加耶連盟の興亡と「任那」―加耶琴だけが残った―』吉川弘文館
田中史生
二〇一七年　『越境の古代史』KADOKAWA、初版二〇〇九年
土佐秀里
二〇一九年　「書評　上野誠著『万葉文化論』」『國學院雑誌』第百二十巻第六号所収、國學院大學
豊島直博
二〇一三年　「環付足金具をもつ鉄刀の編年」『考古学研究』第六十巻第三号所収、考古学研究会
林　謙三
一九七〇年　「雅楽の伝統―唐楽を中心に―」藝能史研究會編『日本の古典芸能　第二巻　雅楽』所収、平凡社
平野邦雄
一九八五年　『大化前代政治過程の研究』吉川弘文館
福岡市博物館編
二〇一七年　『特別展記念シンポジウム　鴻臚館を行き交った人々と唐物』（シンポジウム資料）、同博物館
福島雅儀
二〇〇八年　「古代装飾付大刀の政治的役割」『考古学雑誌』第九十二巻第二号所収、日本考古学会
町田　章
一九七六年　「環刀の系譜」『研究論集Ⅲ（奈良国立文化財研究所学報第二十八冊）』所収、奈良国立文化財研究所
馬淵和夫
一九八五年　「唐漢呉」『紀要』第百十四号所収、中央大学文学部
丸山裕美子
二〇一四年　「帰化人と古代国家・文化の形成」『岩波講座　日本歴史　第二巻　古代2』所収、岩波書店
皆川雅樹
二〇一一年　「「唐物」研究と「東アジア」的視点―日本古代・中世史研究を中心として―」河添房江・皆川雅樹編『唐物と東アジア―舶載品をめぐる文化交流史―』所収、勉誠出版

南谷美保
二〇〇六年　「『続日本紀』に見る唐楽演奏の記録と礼楽思想の受容について―吉備真備が唐楽伝来に関与した可能性についての一考察―」『ＩＢＵ四天王寺国際仏教大学紀要』第四十三号所収、四天王寺国際仏教大学

持田大輔
二〇〇五年　「装飾付大刀以後―七世紀以降の大刀の様相―」『史観』第百五十二号所収、早稲田大学史学会

山尾幸久
二〇〇三年　『古代の日朝関係』塙書房、初版一九八九年

山田　航
二〇一九年　「書評　上野誠著『万葉文化論』」『短歌』第六十六巻第六号所収、角川文化振興財団

李　成市
二〇一四年　「六―八世紀の東アジアと東アジア世界論」『岩波講座　日本歴史　第二巻　古代2』所収、岩波書店

和田　萃
一九九四年　「渡来人と日本文化」『岩波講座　日本通史　第三巻　古代2』所収、岩波書店

渡辺達治
二〇一九年　「文化　歴史　歌から読み解く古代の暮らし」『読売新聞』二〇一九年四月十日掲載記事

［付記　一］成稿に至るまで、多くのご支援を賜った河添房江、豊島直博両先生をはじめとする方々に対して、御礼を申し上げたい。ありがとうございました。

［付記　二］本稿は、コロナ禍によって中止のやむなきに至った、令和二年（二〇二〇）萬葉学会大会の講演予定稿を元に完成稿を作成しています（奈良県三郷町、十月十七日予定）。予定稿は、口演口調で作成されており、なるべくその口調を活かすかたちで、本稿を成稿しました。当日は、高麗錦を纏い、高麗剣を佩剣の上、手品によって袖口からフランスパンやフランス人形を出す演出で考えておりましたが、実現できませんでした。以上の事由により、不自然な文体となっていることを記し、もって御寛恕を乞う次第です。

（うえの　まこと・奈良大学文学部教授）

大伴坂上郎女の来贈歌

――大伴家持代作歌への返歌として――

奥村和美

はじめに

天平勝宝二年〈七五〇〉、大伴坂上郎女が越中に下った娘大伴坂上大嬢に贈った長反歌が、『萬葉集』巻十九に載る。

従二京師一来贈歌一首　并短歌

海神の　神の命の　み櫛笥に　貯ひ置きて　斎くとふ　玉にまさりて　思へりし　我が子にはあれど　うつせみの　世の理と　ますらをの　引きのまにまに　しなざかる　越路をさして　延ふつたの　別れにしより　沖つ波　撓む眉引き　大船の　ゆくらゆくらに　面影に　もとな見えつつ　かく恋ひば　老い付く我が身　けだし堪へむかも

（19・四二二〇　坂上郎女）

かくばかり恋しくしあらばまそ鏡見ぬ日時なくあらましものを

（19・四二二一　同右）

右二首、大伴氏坂上郎女賜二女子大嬢一也。

日付は付されておらず、配列から六月十五日以降、九月三日以前の間に家持夫妻のもとにもたらされたものと見られる。題詞や左注に家持の名は見えないが、佐佐木『評釈』以下諸注の指摘するとおり、実質的には同年三月に詠まれた「為三家婦贈二在レ京尊母一、所レ誂作歌」（19・四一六九～四一七〇）に対する返歌と見なし得る。こちらは、越中の坂上大嬢から都にいる母坂上郎女に贈った歌で、三月二十日から二十四日の間に家持によって代作された歌である。

為三家婦贈二在レ京尊母一、所レ誂作歌一首　并短歌

ほととぎす　来鳴く五月に　咲きにほふ　花橘の　かぐはしき　親の御言　朝夕に　聞かぬ日まねく　天ざかる　鄙にしを居れば　あしひきの　山のたをりに　立つ雲を　外のみ見つ

つ　嘆くそら　安けなくに　思ふそら　苦しきものを　奈呉の海人の　潜き取るといふ　白玉の　見が欲し御面　直向かひ　見む時までは　松栢の　栄えいまさね　尊き我が君　御面、これを「みおもわ」といふ　（19・四一六九　家持）

白玉の見が欲し君を見ず久に鄙にし居れば生けるともなし　（19・四一七〇　同右）

巻十九には、都の「留女之女郎」と称された家持の妹と越中の坂上大嬢との贈答において、家持が大嬢の代作をした歌「贈二京人一歌」（19・四一九七～四一九八）がある。越中の坂上大嬢を相手に歌を贈答することが、同時に夫である家持をも相手に含むということは、おそらく大伴氏の中では自明の事柄だっただろう。もっとも、代作とはいえ、右の坂上郎女あての歌は、私見では、橘諸兄の上表文に引用される元明勅の一節を踏まえるだけでなく、その主要な典拠である『孝経』を踏まえた表現をとるなど、[1]代作者の立場を超えて、家持の個人的な関心や独自の方法が作品の前面に出ている。一方、それに応えた坂上郎女の歌も、すでに一部指摘されているように、越中期の他の家持歌の独自表現を利用するなど、坂上大嬢の背後にいる作者家持を明確に意識した跡がうかがわれる。[2]表面的には娘と母との贈答であるけれども、実質的には家持と坂上郎女との歌人としての創作意識に基づく贈答と見た方がよいと思われる。

先行論には、坂上郎女歌の家持代作歌との対応について触れるものもあるが、部分的な指摘にとどまる。特に、家持代作歌の発想や表現の典拠及びそれを用いる家持独自の意図について解明されていない部分があったために、考察の十分に行き届いていない憾みがあった。家持代作歌についてはすでに詳しく論じた[3]ので、本稿では、坂上郎女歌を主たる対象として、実質的な相手である家持に対する応え方を中心に検討し、越中期におけるこれら贈答の意義を考察したい。

なお、本稿では、四一六九～四一七〇番歌を「家持代作歌」と称し、四二二〇～四二二一番歌を、「郎女来贈歌」と称することとする。

一　栄えと老い

まず、二人の贈答の基本的な性格をおさえるために、贈歌である家持代作歌について少し触れておく。家持代作歌は、大濱眞幸氏が指摘されたように、天平八年〈七三六〉十一月に出された橘宿祢賜姓を願う上表文、中でもそこに引かれる元明勅を踏まえて、「橘」と「白玉」を詠む。[4]私見では、「松栢」も元明勅の橘

枝葉の常緑なることをいう表現を淵源とする。それら「橘」「白玉」「松栢」などの賀詞を連ねる大仰な讃美をすることについて、大濱氏は坂上郎女の五十歳の賀を祝う目的によるものと考え、『釈注』も大筋でそれに同意する。しかしながら、家持代作歌のもつ儀礼性については、一年前に家持が坂上郎女に贈った歌（18・四〇八二～四〇八四）を視野に入れたとき、[5]なお、書儀・書簡の表現との関係を考慮する必要があると思われる。例えば、長歌末尾に、

……直向かひ　見む時までは　松栢の　栄えいまさね　尊き我が君

とある。坂上郎女に対して、直接に対面するその時まで変わることなく栄えていらしてくださいと詠む。大濱氏が、郎女の常磐の齢を言祝ぐ賀歌であるならば、「直向かひ　見む時麻泥波（までは）」という限定が不可解であるとして、種々説明を試みられた箇所である。しかし、ここは、大前提として当事者が旅によって越中と都とに離れ離れになっていることに注意すべきであろう。集中、旅にある人が本国の家人を思いやる歌に、同様の発想をもつものがある。

父母が殿の後のももよ草母（ももよい）さ与伊弖麻勢和我（でませわが）伎多流麻弖（きたるまで）

（20・四三二六　佐野郡生壬部足国）

防人が、家郷に残してきた父母の百代の長寿を祈ると同時に、家郷への帰還を誓う歌である。「～まで」とあるが、期限つきで相手の長寿や繁栄を祈るというものではなく、離別の状況下では定かに知ることができない相手の健勝を祈るとともに、そのことによってかなう将来の再会を固く誓う表現である。表現は少し異なるが、

春日野に斎く三諸の梅の花栄而（さかえて）在待還来麻泥（ありまてかへりくるまで）

（19・四二四一　遣唐大使藤原清河）

も同類で、遣唐大使藤原清河が出発に際し、「梅の花」に藤原皇后を擬えて、逢えない間の皇后達の繁栄を祈り、そのことによってかなう帰還後の再会を期す。家持代作歌も、そのように遠く離れた人の清栄を祈るとともに再会を誓うという性格をもつものと考えられる。特に、その末尾部分を含め全体について、佐佐木『評釈』が、「季節の風物に託して相見ぬことの久しさを述べ、わが胸中のおぼつかなさを叙して、母の健康を祈りつつ結ぶといふ構想は、消息文の典型的なものを思はしめる」と述べたように、書儀との関係を示唆したことは看過できない。例えば、正倉院文書の習書に、つぎのようなものが見える。

中冬逮レ冷、惟　玉体平安、冀迄二拝礼日一、万福日新、余冀（蒙カ）二光沢一、送レ日如レ常、謹状

（『大日古』一八－一〇九　続々修三九－四裏　宝亀元年）

山田英雄氏や丸山裕美子氏によれば、書儀の約束事に忠実に書かれたと見られるものである。[6] ①「中冬逮レ冷」―時候の挨拶から入り、②「惟　玉体平安」―相手の健康を気遣い、③「冀迄二拝礼日一」―拝眉を約して、④「万福日新」―益々の多幸を祈り、⑤「余冀(蒙ヵ)二光沢一、送レ日如レ常、謹状」―自身の近況を述べて結ぶというもので、通常の御機嫌伺いの書簡文例をそのまま習書したか、それを用いた書簡文案と見てよいだろう。正倉院文書に残る石山寺の僧正美の書簡の前半、

奉レ別以来、経二数日一、恋念堪多、但然当二此節一、摂二玉体一耶可、但下民僧正美者、蒙二恩光一、送レ日如レ常、但願云、可日、玉面参向奉仕耶

（『大日古』五―三二八　続修別集四八―十三　天平宝字六年）

は、おそらくこのような書儀を利用した実例と見られる。家持代作歌は、順序は一部異なるが、先の①から⑤までの要素を全て満たしており、⑤に相当する部分が逢えない歎きを表すことに集中する。これは、この別離が、地方赴任によって遠方に隔たりかつ長期に亙るものだからであろう。また、②には相手に対して「玉体」という部分がある。この「玉」は、僧正美の書簡に相手の顔を「玉面」というのと同じく、相手への敬意を表す。家持代作歌において坂上郎女の面貌を「玉」で比喩する表現が、この「玉～」のような書簡語の待遇表現を摂取したものであることは小稿で述べたとおりである。[7] さらに③④の「冀はくは拝礼の日まで、万福日に新ならむことを」の部分は、直接対面することを約しその日が至るまでの清栄を祈る、すなわち離れている間の相手の多幸を祈る点で、家持代作歌の先掲末尾部分とよく重なる。つまり、家持代作歌は、末尾部分も含め全体に、中国の書儀・書簡に倣って、遠く離れて会うことのできない人への御機嫌伺いの挨拶という性格をもつ歌とおさえることができる。坂上郎女を讃美する部分が修辞過剰でそこに家持が意を注いだことは確かだが、その特異さは、どちらかと言えば、家持の諸兄の上表文に対する個人的な共感に発するところが大きく、加えて書簡にありがちな誇張を含むことも考慮せねばなるまい。[8] 賀算のような郎女の側の特別な状況にその来由を求めることには、なお慎重でありたい。それは、家持代作歌の考察のみならず、郎女来贈歌の考察にあたっても同様と思われる。

郎女来贈歌は、家持代作歌の「松栢の　栄えいまさね　尊き我が君」に対して「老い付く我が身　けだし堪へむかも」と応じる。母の常磐の栄えを願い祝福する家持、表向きには大嬢に対して、坂上郎女は老いていく身の心もとなさを訴える。当時、五十歳を超えていたと推定される坂上郎女が、永遠の「栄え」の裏返しと

して自らの「老い」を自覚したとしても不思議ではない。しかし、「老い付く我が身」という表現は、後述するように娘大嬢をまだうら若い娘子のように描くこととはっきりとした対照をなす。ここには、娘大嬢に比較して、自身を一段も二段も引き下げて位置づける待遇意識が働いているのではないか。これは、書儀や書簡において、自己を「老～」と表すことに通じる。『杜家立成雑書要略』に「老夫」（四答）とあるのをはじめ、王羲之の法帖にも「老夫」（古之辞世者帖）、「老僕」（前得君書帖）と見える。時代は下るが、最澄の書簡にも「老僧」と称する例が幾つか見える。これらは、もちろん老人の自称ではあるけれども、かといって、ことさらにその人の老いについての認識の深まりを示すものではなく、書簡の相手に対する謙遜の表現の一つである。[9] 坂上郎女が自身を「老いづく」と表したのも、歌の受け手である若い大嬢に対して、あえてへりくだってみせる意識を表すのだろう。左注に「大伴氏坂上郎女賜二女子大嬢一也」と記すような母娘の上下関係において、家持代作歌は娘の側に立ち最上級の賀詞を連ねて母坂上郎女を讃美した。そのいささか過剰な敬意の表明に対して、坂上郎女は、年寄になりつつある身、それほどでも……と謙遜を込めて、家持らの心遣いに対する挨拶とするのである。身内の親密な間柄ではあるが、礼をわきまえた改まった挨拶と言える。そこには、家持代作歌と同様、書儀・書簡の定型的な表現を踏まえる意識があったと考えて大きく誤るものではないだろう。では、このような儀礼性の濃い挨拶の歌において、両者はどのような対応をもつのだろうか。

二　山と海

先に触れた部分も含めて、これら贈答中の語句の対応のある箇所にA～Gまでの記号と傍線を付し比較してみる。

家持代作歌

ほととぎす　来鳴く五月に
咲きにほふ　花橘の
かぐはしき　[A]親の御言
[B1]朝夕に　聞かぬ日まねく
[C1]天ざかる　鄙にし居れば
あしひきの　山のたをりに
立つ雲を　外のみ見つつ
嘆くそら　安けなくに
思ふそら　苦しきものを
[D1]奈呉の海人の　潜き取るといふ

郎女来贈歌

[D]海神の　神の命の
み櫛笥に　貯ひ置きて
斎くとふ　玉にまさりて
思へりし　[A]我が子にはあれど
うつせみの　世の理と
ますらをの　引きのまにまに
[C]しなざかる　越路をさして
延ふつたの　別れにしより
沖つ波　撓む眉引き
大船の　ゆくらゆくらに

白玉の　見が欲し御面[E1]
直向かひ　見む時までは
松栢の[F]　栄えいまさね
尊き我が君　（19・四一六九）

白玉の[D2]　見が欲し君を[E2]
見ず久に[B2]　鄙にし居れば[C2]
生ける[G]ともなし
（19・四一七〇）

面影に[E]　もとな見えつつ
かく恋ひば　老い付く[FG]我が身
けだし堪へむかも
（19・四二二〇）

かくばかり　恋しくしあらば
まそ鏡[B]　見ぬ日時なく
あらましものを
（19・四二二一）

一見してわかるように、郎女来贈歌は家持代作歌に逐一、応えることはしていない。例えば、家持代作歌には坂上郎女を讃美するのに「花橘」「白玉」「松栢」が用いられるが、郎女来贈歌ではDにそのうちの「玉」のみが用いられる。一方、娘大嬢の形容には「沖つ波」や「大船」を用いて、「玉」からさらに海のイメージを繰り広げるように、坂上郎女の作歌意図に基づいた独自の素材の選択と新たな表現の展開とのあることがうかがわれる。家持代作歌を単に承けて返すというだけでない、坂上郎女の作歌意図を明確にするために、これらA～Gの中からいくつかを取りあげ、それらを中心に両者の対応のしかたについて、以下、詳細な検討を行いたい。

C部分から見てみよう。家持のC1「安麻射可流夷（あまざかるひな）」に対して、坂上郎女は「之奈謝可流古之地（しなざかるこしぢ）」と応える。「あまざかる」は「鄙」にかかる枕詞で、集中、例は多い。かかり方には諸説あるが、「夷離国（ひなざかるくに）」（13・三二九一）、「夷放国（ひなざかるくに）」（19・四二一四　家持）の例があることからすると、家持は、天（アマ）＋離（サ）カルの語構成と捉えて、天の一方に遠く離れるという意に解し、「鄙」にかかる枕詞に用いたと考えられる。坂上郎女の「しなざかる」は、もともとは、それら「あまざかる」や「ひなざかる」を参照して越中の家持が案出した枕詞である。巻十七の三九六九番歌を初出として、巻十八の四〇七一番歌、四一五四番歌、巻十九の四二五〇番歌といずれも家持の歌に見える。四一五四番歌に、

あしひきの　山坂超（やまさかこえて）而　行き変はる　年の緒長く　科坂（しなざかる）在
故志（こし）にし住めば……
（19・四一五四　家持「詠二白大鷹一歌」）

と見える「しなざかる」は、階（シナ）＋離（サ）カルという語構成とすれば、直前に「山坂越えて」ともあるように、都から幾重もの山坂を隔てて遠ざかるという意で「越」に冠せられているのだろう。[10] 坂上郎女がここで「しなざかる」を用いるのは、それが右のように越中期の家持の手になる枕詞であることを知ってのことと見られ、それとともに家持代作歌に「あしひきの　山乃多乎里（やまのたをり）に　立つ雲を　外のみ見つつ」と山を詠むことに応える心づもりがあっての

ことであろう。この雲の立つ山は、

……玉桙の　道行く我は　白雲の　たなびく山を　岩根踏み
越え隔りなば……

（17・四〇〇六　家持「入レ京漸近、悲情難レ撥、述懐」）

とあるように、都と越中との間の隔ての山である。「しなざかる」の「しな」はまさしくその隔ての山に対応していて、坂上郎女が家持代作歌を丁寧に理解していたことが知られる。特に、「しなざかる　越地をさして」に続く「波布都多能（はふつたの）　和可礼（わかれ）にしより」は、

……遠つ国　黄泉の界に　蔓都多乃（はふつたの）　己が向き向き　天雲の
別石往者（わかれしゆけば）……

（9・一八〇四　田辺福麻呂歌集「哀二弟死去一」作歌）

のように境を異にする別れをいう表現である。家持自身も、

……玉くしげ　二上山に　波布都多能（はふつたの）　由伎波和可礼受（ゆきはわかれず）　あ
り通ひ　いや年のはに　思ふどち　かくし遊ばむ　今も見る
ごと

（17・三九九一　家持「遊二覧布勢水海一」賦」）

のように用いて、官人間の都と越中との隔絶した別れの表現とする。同様に、坂上郎女も、都から見て越中を、重畳する山々の向こうに隔たった一種の異境と捉えるのだろう。その把握は、家持代作歌と決して齟齬するものではなく、むしろ、家持代作歌に添いつつ他の家持作品にも目配りした、非常に行き届いた把握であり応え方である。

家持代作歌では、山に対して海が対比的な関係にある。その関係は次の歌にも見られる。

……あしひきの　山のたをりに　この見ゆる　天の白雲　海
神の　沖つ宮辺に　立ち渡り　との曇りあひて　雨も賜はね

（18・四一二二　家持「雲歌」）

同じく越中期の家持歌である。「山のたをり」に立つ「白雲」は、垂直方向の空間把握、その雲が「海神の　沖つ宮辺」に立ち渡るというのは、水平方向の空間把握で、白雲の及ぶ山と海とで越中国全体の広がりを表す。家持代作歌においても同様であろう。山に対して、なぜ決して大海ではない奈呉の海でなければならないのかは不明だ[11]が、国府にいる家持が都の方角、特に都との往反に通過する礪波山に目を向けたとき、自身の背後に奈呉の海が開けているという位置関係を反映したものかとも思われる。

家持代作歌において山と海とが一組で越中国の空間を構成的に表す一方、郎女来贈歌では、山に関する表現は「しなざかる」の部分にとどまり、窪田『評釈』が指摘するように、海に関する表現が著しく増大している。D部分、家持代作歌でD1「奈呉の海人の　潜き取るといふ　白玉」とあったが、郎女来贈歌では「海神の　神の命の　み櫛笥に　貯ひ置きて　斎くとふ　玉」とある。

それだけでなく、「沖つ波　撓む眉引き　大船の　ゆくらゆくらに」も海に関わる表現である。反歌の「まそ鏡」は「見る」の枕詞だが、

……分別之日、取レ鏡与レ婦。〻含二悲涕一、渡二栗川一、所レ与之鏡、緒絶沈レ川。因名二鏡渡一。（『肥前国風土記』松浦郡）

「眼もこそ二つあれ、ただ一つある鏡をたいまつる」とて、海にうちはめつれば、口惜し。されば、うちつけに海は鏡の面のごとなりぬれば、ある人のよめる歌、

ちはやぶる神の心を荒るる海に鏡を入れてかつ見つるかな

（『土佐日記』二月五日　住吉のわたり）

に見られるような、渡りの神や海神への供犠という性格からすると、これも海との強い関連を有する。それら「海神」「玉」「沖つ波」「大船」「まそ鏡」という海に関わる語が、ある種、縁語式に連なる（『全釈』）のは、次の羈旅歌が参照されているからではないか。

朝されば　妹が手に巻く　可我美なす　三津の浜辺に
於保夫祢に　ま梶しじ貫き…［中略］…於保夫祢を　漕ぎ我
が行けば　於伎都奈美　高く立ち来ぬ　よそのみに　見つつ
過ぎ行き　玉の浦に　舟を留めて　浜辺より　浦磯を見つつ
泣く子なす　音のみし泣かゆ　和多都美能　多麻伎能多麻
を　家づとに　妹に遣らむと　拾ひ取り　袖には入れて……

（15・三六二七　遣新羅使人歌「属レ物発レ思歌」）

「鏡」「大船」「沖つ波」「海神」「玉」が詠まれ、途中「大船」と「沖つ波」が対句的に並ぶところも一致する。この「属レ物発レ思歌」は、三津を出航した遣新羅使人達の深まりゆく悲哀を航海の行程に随って表す。家持や坂上大嬢が海路で越中に行ったわけではないけれども、家持代作歌に応じて海を素材に用いるということと、離別以降の深まりゆく悲哀を詠むという主題への意識が、右の「属レ物発レ思歌」の積極的な利用を坂上郎女に促したのだと推測される。坂上郎女が、「大船」や「沖つ波」のような遠洋をイメージさせる語をあえて用いるのも、右の遣新羅使人歌を踏まえることによって、別離の主観的な遠さを表そうとしたものだろう。[12] なお、「海神」の秘蔵する「玉」を子と比較するところには、巻七の人麻呂歌集歌との強い関連が考えられるが、これについては後述する。

その「大船」を用いた「於保夫祢能　由久良〻〻〻耳」は、家持代作歌と直接対応する表現ではないが、家持がかつて都の母について、

……たらちねの　母の命の　大船乃　由久良〻〻〻〻尓　下恋
に　いつかも来むと　待たすらむ　心さぶしく……

（17・三九六一　家持「申二悲緒一」）

と詠んだ部分を踏まえる。井戸未帆子氏・井ノ口史氏が指摘されたように、家持が巻十三の三三二九番歌や三三七四番歌の例から学んで母の心情表現に用いた句を、坂上郎女も同じく、母の心情に関わる表現として用いたものである。[13] ただし、右の家持三九六二番歌の場合、「大船の　ゆくらゆくらに」は直後の「下恋」にかかって、母の不安定な恋情の修飾であるのに対し、郎女来贈歌の方はそう単純ではない。遠藤宏氏の指摘のごとく、「面影に　もとな見えつつ」にかかって面影がゆらゆらとちらついて見えるさまを形容するとともに、それを「かく」で承けて「恋ひば」に収束させているように一方では母の恋情の表現でもある。[14] 三九六二番歌で家持の詠んだ「母の命」が実母なのか義母坂上郎女なのか決めがたいが、親子の別離という同じ状況で、母の息子に対する心情表現を、娘の面影の揺れ動く空間的な表現に変え、それと同時に母の娘に対する恋情表現にも及ぼすというのは、入念の上にも入念である。しかも、家持三九六二番歌と異なり、「大船」の揺れるさまは遠い越中の海の景を喚起することにも働いており、幾重にも周到に技巧が凝らされている。そうすると、対句のもう一方の「沖つ波　とをむ眉引き」の部分についても、迂遠のようだが、類似が指摘されている家持の四一九二番歌との対応（『新大系』）のしかたを掘り下げてしかるべきであろう。

三　海の神女

「於吉都奈美（おきつなみ）　等乎牟麻欲妣伎（とをむまよびき）」の「とをむ」のトヲは、語として直接には家持代作歌の「山の多乎里（たをり）」の「たを」に対応をもつが、郎女来贈歌が眉の形状について「とをむ」すなわちしなやかに湾曲すると表すことは、家持の次の歌、

桃の花　紅色に　にほひたる　面輪の内に　青柳の　細き眉根を　笑みまがり　朝影見つつ　娘子らが　手に取り持てる　まそ鏡　二上山に……

（19・四一九二　家持「詠二霍公鳥并藤花一」　天平勝宝二年）

の「細眉根乎（ほそきまよねを）　咲麻我理（えみまがり）」の「まがる」を確実に意識していよう。右の四一九二番歌の例は、「二上山」を導く長い序詞の部分で、紅の桃花と青い柳葉の対に中国詩文の影響は紛れもない。同様に、美女の描写に細く曲がった眉を挙げることも、契沖『代匠記』（初・精）が例を列挙するように、中国詩文にしばしば見られる。宋玉「神女賦」に、

眉聯娟以蛾揚兮　朱唇的其若丹

（『文選』巻十九　周・宋玉「神女賦」）

と見えるように、「聯娟」（李善注「聯娟、微曲（ほそくまがれる）貌」）とあるのを古い例として、次の「上林賦」の古えの神女かとも思われる宮殿

の美女達の描写、

皓歯粲爛　宜笑的皪　長眉連娟　微睇綿藐

（『文選』巻八　前漢・司馬長卿〈相如〉「上林賦」）

にも受け継がれる。「連娟」の「連」は「聯」と同音（『広韻』下平声・仙韻・力延切）で通用し、郭璞注に「連娟、言二曲細一」とある。直前に「宜笑的皪」ともあるように、笑顔の美しさも細く曲がった眉に並ぶ美女の条件の一つである。また、これらの二つの賦を踏まえて、傅毅の「舞賦」では鄭の舞姫達を、

貌嫽妙以妖蠱兮　紅顔曄其揚レ華
眉連娟以増レ繞兮　目流睇而横レ波

（『文選』巻十七　後漢・傅武仲〈毅〉「舞賦」）

と描く。この部分について、李善注に「連娟、細貌。繞、謂レ曲也。言、眉細而益レ曲也。上林賦曰、長眉連娟」とあり、華のごとく輝く紅顔の、細く曲がった眉が、「増レ繞」すなわちいっそう曲がってあでやかだという。家持四一九二番歌の「細き眉根を　笑みまがり」が、これら美女の眉の描写「聯（連）娟」を中心に、笑顔の美しさの描写をあわせて摂取した表現であることは間違いあるまい。なお、「面輪（おもわ）」は、集中では、

……望月の　満有面輪（たれるおもわ）に　花のごと　笑みて立てれば……

（9・一八〇七　高橋虫麻呂歌集「詠二勝鹿真間娘子一歌」）

のように、満月のごとき円満具足の女性の容貌を言う。円い顔と曲がった眉は、

曽頰倚耳　曲眉規只（『楚辞』大招）

と見え、王逸注に「規、圜也。言、美女之面、丰容豊満、頰肉若重、両耳郭辟、曲眉正圜、貌絶殊也」とするように、これも中国詩文では美女を特徴づける外貌である。そして、先掲の『文選』所収例に明らかなごとく、そのような細く曲がった眉をもつ美女は、宋玉が夢の中で出逢ったという神女を原型とする神仙界の存在である。

雲髻峩峩　脩眉聯娟（『文選』巻十九　魏・曹子建〈植〉「洛神賦」　李善注「神女賦曰、眉聯娟以蛾揚。峩峩、如レ雲也。脩、長曲而細也」）

寐仮交二精爽一　覿二我佳人姿一
巧笑媚二権醫一　聯娟眸与レ眉

（『玉臺新詠』巻二　晉・張華「情詩五首・其二明月曜二清景一」）

などの例も同様である。前者は、洛水の神女の描写部分、後者は、夢中に現れた佳人の描写部分である。家持が四一九二番歌で、二上山を導き出す序詞にそのような神女のイメージに彩られた娘子を配するのは、「皇神」の支配する神聖な二上山を一種の神仙境のように捉えるからだろう。

一方、郎女来贈歌では、眉を細いとは表さないが「麻欲妣伎（まよびき）」の語を用いる。「眉引き」は、家持若年時の、

振り放けて三日月見れば一目見し人の眉引（まよびき）思ほゆるかも
（6・九九四　家持「初月歌」）

という歌では、「三日月」との連想をもち、

妹をこそ相見に来しか麻欲婢吉（まよびき）の横山辺ろの鹿猪なす思へる
（14・三五三一　相聞）

という東歌では、横山の稜線の比喩となるように、なだらかに弧を描いた、女性の細く長い眉を指す。その「眉引き」が「面影にもとな見え」るというのは、遠藤宏氏が指摘したように、類歌の、

我妹子が咲眉引面影懸而本名思ほゆるかも
（12・二九〇〇　正述心緒）

を踏まえており、この歌を介して「眉引き」は「笑まひ」を連想させる。[15] 坂上郎女が、「とをむ眉引き」と、長い眉が（笑まひとともに）しなやかに曲がると詠むのは、家持九九四番歌はもとより、家持四一九二番歌の「細き眉根を　笑みまがり」を細かく踏まえることになる。これは家持の利用した中国詩文に対する、同等かそれ以上の知識なしにはできない表現であろう。家持四一九二番歌の場合、その神女のような娘子の表情は「まそ鏡」に映った「朝影」でもあって、坂上郎女がその描写を大嬢の「面影」の描写に利用するのは、家持四一九二番歌に密接に即している。しかも、四一九二番歌を呼び込むことによって、「み櫛笥」「眉引き」「面影」「まそ鏡」が縁語的に結ばれ、言外に化粧する女性のイメージが揺曳する。[16] そのイメージを大嬢に重ね合わせるならば、神女としての大嬢はここで一段と艶冶に美しい。[17]

その上で、郎女は、海に関わる表現「沖つ波」を枕詞に冠して遠さを表象する。「眉引き」は、

如レ眉雲居に見ゆる阿波の山かけて漕ぐ舟泊まり知らずも
（6・九九八　船王　天平六年難波宮行幸従駕歌）

越売眉引国（『播磨国風土記』逸文　尓保津比売命条）

のように、形状としては、地平線上や水平線上に浮かんで見える、横に長いものと結ばれやすい。[18]「沖つ波」のように、長く曲がった眉が遠くに見えると言って、大嬢を山々のあちら側の世界のものとして位置付けようとする。つまり、ここには、大嬢を遠い海の神仙境にいる神女のように表そうとする郎女の意図を見て取ることができる。長歌冒頭、大嬢を海神の秘蔵する玉に比較したところにその伏線があったのだが、家持の四一九二番歌を踏まえることを通して、その意図が具体的な形をとって現われたわけである。これは、単に家持歌を巧みに利用したというだけではない。家持の踏まえる中国詩文を正確に把握し、そこにもともとあった

神女の要素を取り出して、その上に異境の海のイメージを与えるという新たな展開をしてみせている。家持が四一九二番歌で用いた典拠を的確に把握しながら、その同じ知識の上に立って幾重にも工夫を凝らし、あえて違う詠み方をするところに、坂上郎女の家持の作歌方法に対する深い理解と共感、そして歌人としての対抗意識を捉えることができる。

坂上郎女の家持へのこのような応え方が成り立つには、家持の表現方法だけでなく、中心となる主題に対する根本的な理解がなくてはなるまい。次に、両者の主題をめぐる意識をDE部分の比較検討を通して考察する。

四　面影

E部分の検討から。家持代作歌では、E1「見我保之御面　直向かひ　将見時までは」、E2「見我保之君を」と「見る」ことをめぐって別離の歎きが表される。特に、「御面」「直向かひ」とあるように、「見る」ことは、顔と顔を合わすこと、直接対面することとして表される。これに対して郎女来贈歌は、E「於毛可宜　もとな民延都さ」と詠む。この「面影」が家持の「御面」を承けることは言うまでもない。「面」をめぐって、家持がその実像を直接見ることを切望する、逆に言えばいまその実像が見えないことを歎くのに対して、郎女は幻影としてそれが見える、しかも「もとな」と困惑するほどむやみに見えると詠む。郎女は、ここでも、家持歌の表現を意図的に反転させている。反歌のB「まそ鏡弥奴比等吉奈久あらましものを」も同様で、家持が、B1「朝夕に　不見日まねく」、B2「不見久に」と越中にいて会わない期間が久しくなったと詠む部分を承けて、郎女は、都にいた時会わない日も時もなくおればよかった、すなわちいつもいつも会っておればよかったと後悔を示す。郎女来贈歌は、家持代作歌に対して、現在を過去に置き換え、長く会わないことを会い続けることへと転じる。このように相手の表現を承けつつ意図的に反転させる表現は、相聞における女歌の切り返しに通じる方法だが、むやみに相手に反撥しやりこめようとするのではなく、後述するように、あくまで主題に即した表現の工夫として行うところに特徴がある。

郎女来贈歌のE部分は、恋しい人の「面影」がむやみに見えてしかたないと詠む点で、言うまでもなく前掲の、

我妹子が笑まひ眉引き面影懸而本名思ほゆるかも

（12・二九〇〇　前掲）

が踏まえられている。ただし、郎女来贈歌の「面影」は、「我が子」の幻影である。子の幻影がむやみに見える、それほどまでに制御

できなくなった情によって、「老い付く我が身　けだし堪へむかも」と老境にさしかかった身に現実的な強いダメージが生じていると訴える。これは、山上憶良の「子等を思ふ歌」、

瓜食めば　子ども思ほゆ　栗食めば　まして偲はゆ　いづくより　来りしものぞ　まなかひに　もとなかかりて　安眠しなさぬ

（5・八〇二　山上憶良「思二子等一歌」）

の後半部分と発想を等しくする。憶良歌には「面影」の語こそないが、「麻奈迦比尓（まなかひに）　母等奈可々利提（もとなかかりて）　夜周伊斯奈佐農（やすいしなさぬ）」というように、目の前に子の幻影がちらついて安眠できないと詠む。これが、筑前国守憶良の神亀五年〈七二八〉当時の体験に基づくものならば、老親（憶良六十九歳）とまだ幼いと言ってよい若い子との別離という状況においても共通するところがある。憶良の場合、子への愛執ゆえに子の幻影が見えるのだが、郎女の場合、子への「恋」ゆえとしていて、先述のように子を神女のように描いて恋情の対象とすることからすれば、耽美的な態度に傾斜していると言える。ともあれ、老親の子への思いを主題として郎女来贈歌と憶良歌とが発想を同じくすることは、集中そのような主題をとる歌が極めて少ないことから考えても偶合とは考えにくい。[19] 憶良歌との関連について、さらに「玉」をめぐる部分Dを検討することを通して考察する。

五　玉にまさりて

家持代作歌D1「奈呉の海人の　潜き取るといふ　白玉の」は、「見我保之（みがほし）」を導く序詞である。これは、

うまさけの三諸の山に立つ月の見我欲（みがほし）君が馬の音そする

（11・二五一二　人麻呂歌集略体歌　問答）

という人麻呂歌集歌の序詞の作り方を応用したものであろう。月が姿を現すようになるのを待ちのぞむ気持ちを比喩として、男の来訪を待ちのぞむ気持ちを表す。そして、その「立つ月」や、

三日月のさやにも見えず雲隠り見欲（みまくをほしき）うたてこのころ

（11・二四六四　人麻呂歌集略体歌　寄物陳思）

の「三日月」と同じく、「白玉」に相手をなぞらえてもいる。「白玉」が、見たい相手の比喩となるのは、

海神の持てる白玉見欲（みまくほり）千度ぞ告りし潜きする海人は

（7・一三〇二　人麻呂歌集略体歌「寄二玉一」譬喩歌）

底清み沈ける玉を見欲（みまくほり）千度ぞ告りし潜きする海人は

（7・一三一八「寄二玉一」譬喩歌）

のように、それが海底深く隠れていてめったに得られないもの[20]だからである。家持代作歌は、坂上郎女を簡単に手に入れることができない「白玉」に譬え、「見がほし」は、そのような対象を直

接見ることへの切実な願望を表す。大濱氏が指摘されたように、「白玉」は宝玉としての得難さによって「尊母」である坂上郎女を讃美する表現となり得ている。[21]

一方、郎女来贈歌は、「海神の　神の命の　み櫛笥げに　貯ひ置きて　斎くとふ　玉にまさりて　思へりし　我が子にはあれど」というように「玉」を「海神」が大事に秘蔵するものと詠む。この表現は、

海神の手に巻き持てる玉故に磯の浦回に潜きするかも
（7・一三〇一　人麻呂歌集略体歌「寄レ玉」譬喩歌）

海神の持てる白玉見まく欲り千度そ告りし潜きする海人は
（7・一三〇二　前掲）

という譬喩歌の例だけでなく、武田『増訂版全註釈』が示唆するように、次の家持の越中期の歌、

珠洲の海人の　沖つ御神に　い渡りて　潜き取るといふ　鮑玉　五百箇もがも……
（18・四一〇一　家持「為レ贈二京家一願二真珠一歌」）

をも視野に入れている。巻七の二首では、「海神」と「玉」は親とその庇護のもとにある子に喩えられていた。坂上郎女歌に「伊都久」とあったのはその関係を明示していて、「玉」を「海神」の「斎児」（9・一八〇七　『大系』訓イツキゴ）のように見なす。家持の四一〇一番歌の「沖つ御神」が、式内社の奥津比咩神社（舳倉島）や辺津比咩神社（重蔵神社）を指す（『延喜式』巻十神名下能登郡・鳳至郡）のだとしたら（『全釈』）、それを意識する郎女来贈歌の「海神」にはヒメ神が想定されているとも考えられ、「櫛笥」が持ち主に女性を連想させやすいものならば、その蓋然性は高い。とすれば、郎女来贈歌で詠まれる「玉」と「海神」との関係は、いっそう大嬢と坂上郎女との関係に近接する。

家持代作歌では、「白玉」によって、会いたいけれどもなかなか会えない尊い母の「御面」を比喩したのに対して、郎女来贈歌では、その同じ「玉」を「海神」の大切に奉斎する「玉」とし、「我が子」に匹敵するものと詠む。母をめぐって用いられた比喩を、子をめぐる表現へと置き換える。この「玉」の扱い方の違いは、これまでの例と同様、家持代作歌に対する坂上郎女の意図的な反転と思われる。

そして、母と子を、「海神」と「玉」との関係に擬えることは、ここで大嬢を、越中に旅立つ直前まで母坂上郎女の厚い庇護のもとにあったかのように描くことになる。家持と大嬢の正式な結婚というものがあるとすれば、それがいつからどういう形態のものだったかは不明だが、「大伴宿祢家持贈二坂上家大嬢一歌二首　離絶数年、後会相聞往来」（4・七二七～七二八　題詞）からわかるように、

天平十一年〈七三九〉頃に二人の関係が復活し、天平十九年〈七四七〉の時点では、「妹も兄も　若き子どもは　をちこちに　騒き泣くらむ」（17・三九六二　家持「申二悲緒一」）というように二人の間に子が何人かあったと推測される。家持との間に子まであった大嬢を「海神」の秘蔵する「玉」以上に思う存在として詠むところに、あくまでも大嬢を自らの慈しむ子として描こうとする坂上郎女の意図が見てとれる。それは、先述した、大嬢を神女のような美しい娘子として描くところにも現れていた。家持が単身、越中に赴任してのち、大嬢は、天平勝宝元年〈七四九〉十月末に下向するまで都に留まっていたと見られる。[22] 坂上郎女にとって、大嬢の越中下向は、大事に守り育てた美しい娘が親の手元を離れることと、ほとんど同様に見なされていると言ってよい。その娘を手放す歎きは、坂上郎女がかつて二嬢をめぐって、

玉守に玉は授けてかつがつも枕と我はいざ二人寝む

（4・六五二　坂上郎女）

と詠んだことに通じてもいる。家持に対しては、娘を託した「玉守」として娘を大事にしてほしいというメッセージも込められているのだろう。

このように郎女来贈歌が、親として子を詠むこと、特に「玉」と比較して子を「末佐里氐（まさりて）」とそれより価値あるものとする点は、夙に『古義』が、近時では『新大系』が指摘するように、山上憶良の、

銀も金も玉もなにせむに麻佐礼留多可良（まされるたから）子に及かめやも

（5・八〇三　山上憶良「思二子等一歌」反歌）

に発想を同じくし、マサルの語を用いる点も共通する。この歌は、先に触れた「思二子等一歌」の反歌である。憶良のこの表現は、芳賀紀雄氏によれば、古日挽歌の、

世の人の　貴び願ふ　七種の　宝も我は　なにせむに　我が中の　生まれ出でたる　白玉の　我が子古日は……

（5・九〇四　作者未詳「恋二男子名古日一歌」）

と同じく、中国詩文において子を「掌珠」と言い、或いは「蚌が珠を生ず」などと言う表現に基づく。特に「蚌」は「老蚌」と言うとき、老親を指すことがあるという。[23] つまり、憶良の「思二子等一歌」が、老親の別離した子への思いという主題のもとに坂上郎女によって選び取られ、その憶良歌が、越中へ行った娘という個別の事情にあわせて比喩表現も含めて利用されているのである。これは、郎女が日頃親しんでいた巻五の歌に図らずも影響されたというのではなく、家持の越中赴任によって深まった憶良への傾倒を知っていたがゆえの所為であろう。[24] たとえば、郎女来贈歌が「大船の　ゆくらゆくらに」の典拠とした家持三九六二番歌

は、橋本『全注　巻十七』によると、子への愛を詠む部分も含めて随所に憶良歌の影響が見られるという。また、家持代作歌じたい、末尾で母を「尊我が君」とするのは、小稿で論じたように、「貴我が君」（6・九八八　市原王「宴禱二父安貴王一歌」）のみならず、遡って憶良歌の「父母を　見れば多布斗斯」（5・八〇〇「令レ反二或情一歌」）、及びその背後にある『孝経』の「厳親」の表現を踏まえるものである。[25]

家持代作歌が、憶良の「令レ反二或情一歌」を踏まえて子の親への「孝」なる思いを表すのに対して、郎女来贈歌は別の憶良歌「思二子等一歌」を踏まえて親の子に対する恋情を表して応える。それは、家持代作歌の主題とその典拠、さらには中国詩文を用いた表現方法についての坂上郎女の深く的確な理解があってはじめて可能になるものである。どのようにして都の坂上郎女が越中の家持の歌を継続的に入手していたのか不明な部分はあるけれども、[26]その理解は、確実に越中期の他の家持の諸作にも広く及んでいて、坂上郎女は、家持の新しい試みに敏感に反応している。そこでの二人の関係は、かつて坂上郎女が年少の家持に歌の手ほどきをしたときの師弟的な関係ではもはやなくなっている。娘と母との贈答の形を取ってはいるが、実質的には、家持と坂上郎女が、別離という状況にあって、子が親を思い親が子を思うという相互する主題のもとに歌作を張り合う、そういう競合的な関係へと移行している。もっとも、競合と言っても、遊戯的に勝負を競うような種類のものではない。特に坂上郎女においては、幼少時より導いてきた家持が作歌の腕を上達させてきたことを確認するとともに、越中で家持の新しく挑んだ主題と表現を理解し、それに相応の、あるいはそれを上回る表現で応えることを通して、なお自身の創作の幅を広げてもいる。坂上郎女と家持との関係からすれば当然でもあるが、そこには越中の家持の下僚達とは異なる自由な態度と、独自に確立した歌人としての創作的立場とがある。

この歌人坂上郎女のありようは、家持にとっては、陰に陽に越中期の様々な表現の試みを遠くで支える精神的な支柱であったであろう。一見、孤立したようにも見える越中期の家持の作歌の営みの背後に、それを見守り懐深く受けとめる坂上郎女の存在があった。郎女来贈歌は、そのような坂上郎女の家持にとっての存在の大きさと家持歌に注ぎ続けた坂上郎女の眼差しとをかいまみせる希有の例であったと言えよう。

注

（1）　小稿「橘宿祢賜姓を願う表と大伴家持」（『美夫君志』一〇〇号、二〇二〇年三月）

（2）例えば、「越」にかかる枕詞「しなざかる」について、『完訳』、『新編』は「→四〇七一。家持の用語を模倣したものか」とし、青木『全注　巻十九』、『釈注』は、家持四一五四番歌の影響を指摘する。この点、後述する。

（3）注（1）小稿。

（4）大濱眞幸氏「大伴家持作四一六九・七〇番歌の賀歌性」（『萬葉』一二七号、一九八七年九月）。同氏「大伴家持作「為寿左大臣橘卿預作歌」攷――「いにしへに君の三代経て仕へけり」をめぐって――」（『萬葉』一三九号、一九九一年七月）

（5）小稿「越の国の歌だより―書儀・書簡と家持の和歌―」（『高岡市万葉歴史館論集　19』笠間書院、二〇二〇年刊行予定）

（6）山田英雄氏「書儀について」（『対外関係と社会経済―森克己博士還暦記念論文集―』塙書房、一九六八年九月）、丸山裕美子氏『日本古代国家・社会における書儀の受容に関する基礎的研究』（平成15年度～平成17年度科学研究費補助金（基盤研究(C)）研究成果報告書、二〇〇六年三月）

（7）小稿「萬葉後期の翻訳語――正倉院文書を通して――」（『叙説』四十号、二〇一三年三月）

（8）先述の、「玉」で坂上郎女の面貌を比喩する表現だけでなく、冒頭「親の御言」を「かぐはしき」と形容するところにもその一端がうかがわれる。この「かぐはし」は、「咲きにほふ花橘」の香り高い意を比喩として、すぐれて立派なという意を表す。いま詳しい考証を省くが、これは、書簡で「芳音」「芳命」「芳徳」など「芳～」で相手への敬意を表すことと関連を有すると思われる。

（9）謙称としての「老～」について、洪成玉編著『謙詞敬詞婉曲詞典』（商務印書館、二〇〇二年十月・北京）を参照した。

（10）「科坂在」という訓字表記は、真淵『冠辞考』が言うように、シナやサカなど山岳の多い越の地の意をさらに付帯する。

（11）四一六九番歌には「奈呉の海人の　潜き取るといふ　白玉」とあり、真珠の産出地として連想が働いたとも考えられるが、『新編』頭注が指摘するように、現実に採取が行われたかどうかは疑問である。

（12）巻十五が、言われるように家持による編纂や脚色を経ているのであれば、坂上郎女は、家持の所持していた原資料と同じ資料を所持していたか、家持が編纂して完成させたものを、早い段階で入手、所持していたということになろう。いずれにせよ、坂上郎女は、三六二七番歌を家持が知っているという前提で選択し利用していると見られる。

（13）井戸未帆子氏「坂上郎女の「京師より来贈せたる歌」―家持代作歌に答えて―」（『中京大学上代文学論究』五号、一九九七年三月）。井ノ口史氏「大伴坂上郎女の「従京師来贈歌」――巻十九、四二二〇・一歌――」（『高岡市万葉歴史館紀要』二四号、

二〇一四年三月）

（14）遠藤宏氏「母と娘―大伴坂上郎女と二人の娘―」（『高岡市萬葉歴史館叢書　27』二〇一五年三月）

（15）遠藤宏氏「大伴坂上郎女―越中への思い―」（『高岡市萬葉歴史館叢書　20』二〇〇八年三月）、及び前掲注（13）井ノ口氏論文。

（16）青木『全注　巻十九』の指摘するところ。

（17）反歌で「まそ鏡」を見る主体は坂上郎女だから、化粧する女性とは坂上郎女でもある。ここは、意識的に、鏡に映る母の像にその分身たる子の像を重ねている、とも考えられようか。

（18）『日本書紀』仲哀天皇八年九月条の訓注に「睫、此云二麻用弭枳一」とあるが漢語「睫」は、眼差しの意。この「まよびき」は、八〇四番歌の「まよびき」と同じく、目や眉など広く目もとの表情を意味すると考えた方がよい。

（19）すでに指摘されているように、郎女来贈歌は、天平十一年秋に坂上郎女が跡見庄から留宅の坂上大嬢に贈った歌（4・七二三～七二四）に、歌い方の上で通じるところがあり（前掲注（14）遠藤氏論文、及び影山尚之氏「坂上大嬢に贈る歌――距離の感覚と作品形象――」（『萬葉』二二七号、二〇一九年三月））、坂上大嬢に対しては特にこれを想起させていよう。つまり、以前は、母が跡見庄に出かけるだけでも別れがたい様子をして夢にまで現れた娘であるのに、こんどは、遠い越中に、夫が呼び寄せるままに行ってしまって、置いていかれた母はひとり苦しむばかりだと、逆転した立場で、娘の薄情さへの恨みを訴えていると読むことができる。そういう点では、郎女来贈歌は、母娘の非常に親密な関係の上に立って詠まれた歌でもあって、恨み言も含めて、娘に対する深くこまやかな愛情の発露をうかがうことができる。が、本稿は、郎女来贈歌の家持への応え方を検討することを主眼としているため、七二三～七二四番歌との対応については、いま立ち入らない。

（20）これら集中の玉が、鮑貝の真珠を指すこと、藤原茂樹氏「海山川のあそび――海人　鵜　鷹の歌――」（『高岡市万葉歴史館論集13　生の万葉集』笠間書院、二〇一〇年三月）を参照した。

（21）前掲注（4）大濱氏論文「大伴家持作四一六九・七〇番歌の賀歌性」。

（22）大越寛文氏「坂上大嬢の越中下向」（『萬葉』七五号　一九七一年一月）

（23）芳賀紀雄氏『萬葉集における中國文學の受容』「山上憶良――子らを思ふ二つの歌――」、「掌中の愛――恋男子名古日歌――」（塙書房、二〇〇三年十月　初出一九七五年・一九八三年）

（24）『大系』（19・四二二〇頭注）の「この歌には、民、味、宜（ゲ乙）、耳（ニ）、得（ト乙）、意（オ）など、巻十九として目立つ仮名が使ってある。これは巻五の用字法に通じるところが多い。おそらく大伴坂上郎女の書いた原作が旅人・憶良に関係の深い巻五の用

字に倣ってこのような特殊な文字遣をしていたのであろう。その影がここに残ったものと思われる」という指摘は、『新大系』も踏襲するが、挙げられる仮名には、巻十七以降の四巻の中で見たとき、決して「目立つ」とは言えない仮名も含まれており、なお検討を要する。「巻五の用字に倣って」という部分についてはいま判断を保留しておきたい。

(25) 前掲注(1)小稿。なお、郎女来贈歌の「宇都世美乃　与能許等和利と」の「世の理」は、家持の「父母を　見れば貴く　妻子見れば　かなしく愛し　宇都世美能　余乃許等和利と」(18・四一〇六)だけではなく、家持の踏まえる憶良歌の「父母を見れば貴し　妻子見れば　めぐし愛し　余能奈迦波　加久叙許等和理」(5・八〇〇「令レ反二或情一歌」)を視野に入れて、男性の家族内でのあり方について言う表現を、女性の夫に対するあり方をいう表現に転じている。

(26) 伊藤博氏『釈注十』は、巻十九の冒頭三十九首からなる小型歌巻が、越中から都の坂上郎女に贈られたことを想定する。

附記　本稿は、萬葉学会全国大会研究発表会(令和元年十月二十日於淑徳大学)での研究発表に基づく。なお、科学研究費基盤(C)17K02416「和歌史における後期萬葉長歌とその展開」(代表　奥村和美)の成果でもある。

(おくむら　かずみ・奈良女子大学研究院人文科学系教授)

助詞シと形容詞文

栗田　岳

一

シは一般的には副助詞とされることの多い語である。しかし、それを係助詞と見る向きもあって、そうしたシの係助詞性に関する初の本格的な論考は川端善明（1962）であった。そこでは「係助詞シ」の本質が「形容詞文的ノエマの中核」の提示にあるとされている。次に、川端善明の説く形容詞文について、本稿の理解するところをまとめる。[1]

人が、たとえば川辺を歩いて並木の新緑を体験するとき、まずは何とも名状されえぬ感覚を覚えるであろう。次いで、その川辺の新緑が積極的に意識に取り上げられ、それへの規定がなされるに至る。こうした意識の作用は「ノエシス」と呼ばれるが、一方、意識の中で、意識がそれに向かう対象として形成されるのが「ノエマ」である。このとき、「ノエマ」は「川辺の並木は新緑が美しくある」とでもまとめられるような「こと」として形成されている。そして人は、「川辺」その他の「もの」を、そうした「こと」の構成に与る存在として措定する。つまり、人は「こと」を知る営為を通して、「もの」を知るのである。形容詞文は、かかる判断の構造に即した分析を可能とする文とされ、「新緑が美しい」であれば、「新緑」が「ノエマの中核」ということになる。

しかし、「形容詞文的ノエマの中核」は、むろん、すべてがシでマークされるわけではない。たとえば次の例を見られたい。[2]

（1）故郷の明日香はあれどあをによし奈良の明日香を見らくし（思）よしも　（萬葉　巻六　992）

（2）物皆は改まるよしただしくも人は古り行く宜しかるべし　（萬葉　巻十　1885）

確認されるとおり、これらは共に形容詞「よし」を述語としている。しかし、「形容詞文的ノエマの中核」がシによって提示されているのは（1）のみである（「奈良の明日香を見らく」がそれに当たる）。このように、シが「形容詞文的ノエマの中核」を提示するか否か

によって、形容詞文としての判断の質には何か変化が生じるのであろうか。川端善明（1962）においては、この問題に関する特段の言及が見られない。[3] さらに、本稿の見るところ、「よし」と共起するシは、いずれも（1）の如く「ク語法～よし（も）」に限られているのだが、その所以も、「形容詞文的ノエマの中核」を提示するという観点からは説明されることがないのであった。

このように考えて本稿は、形容詞文に現れたシがいかなる機能を担うのかについて、シを持たぬ形容詞文と対照させつつ検討を進めていく。具体的には、本稿の調査で三例以上、シとの共起を確認した「よし」「かなし」「くやし」「をし」を取り上げ、シの有無によって文の性格にどのような差異が生じるのかを考えたい。[4]

二

本節では、文中にシを含んだ形容詞文の性格が、シを持たぬ例とどう異なっているのかを考える。具体的には、前節でも述べたとおり、三例以上、シとの共起が見られた「よし」「かなし」「くやし」「をし」の分析を行う。[5] なお、以下、シを持つ例を「シ有」、持たぬ例を「シ無」と略称することがある。

二―一　「よし」

まず本稿の確認した萬葉集「シ有・よし」の全例を示すが、[6] 既述の如く、それらはみな「ク語法～よし（も）」となっている。

（1）故郷の明日香はあれどあをによし奈良の明日香を見らくし（思）よしも　（萬葉　巻六 992）

（3）春山の咲きのををりに春菜摘む妹が白紐見らくし（四）よしも　（萬葉　巻八 1421）

（4）夕去らずかはづ鳴くなる三輪川の清き瀬の音を聞かくし（師）よしも　（萬葉　巻十 2222）

（5）時ごとにいやめづらしく咲く花を折りも折らずも見らくし（之）よしも　（萬葉　巻一九 4167）

（6）梓弓爪引く夜音の遠音にも君が御幸を聞かくし（之）よしも　（萬葉　巻四 531）

（7）山のはのささらえをとこ天の原門渡る光見らくし（之）よしも　（萬葉　巻六 983）

（8）梅の花散らすあらしの音のみに聞きし我妹を見らくし（志）よしも　（萬葉　巻八 1660）

（9）矢形尾の真白の鷹をやどにすゑ掻き撫で見つつ飼はくし（之）よしも　（萬葉　巻一九 4155）

まず（1）で「よし」とされているのは、「奈良の明日香を見ること」

である。この判断は、「奈良の明日香」即ち、飛鳥寺が奈良に移転して元興寺となったその寺を、もともとの飛鳥寺（＝「故郷の明日香」）と対照させた上でなされている。つまり「奈良の明日香」とは、本来の「明日香」が別に存する、言わば「もう一方の存在」なのだが、そうであれ、この「明日香」を見ることは「よし」と評するに値するというわけだ。かかる「もう一方の存在」の鑑賞に「よし」という性格を発見する営みは、（3）（4）からも同様に認められる。（3）には、花の咲き乱れる「春山」という大状況があるが、その中には「白紐」に象徴される一個人（「妹」）の姿も見出しえ、そのことが「よし」とされている。一方の（4）では、三輪川の「清き瀬の音」を聞くことが「よし」とされる。その三輪川とは、言語主体にとって「夕さらずかはづ鳴くなる三輪川」と、一義的には「かはづ」の声によって規定されるような川であった。以上の如く、（3）と（4）における「妹が白紐」と「清き瀬の音」は、それぞれ「春山」と「かはづ」の声に対する「もう一方の存在」なのである。しかし、言語主体は、それらを埋没させることなく、その見聞きに「よし」という性格を発見しているのだった。

そして、続く（5）は、これら（1）や（3）（4）のヴァリアントに当たる例であろう。（5）では、折る／折らないの別を問わず、花を見ることに「よし」という性格が認められている。しかし、このことに関連して、山本登朗（1981）には次の指摘が見られる。

> 萬葉集の歌の作者達は、花や紅葉を折り得ない場合にはそれを残念がり、折り得た場合には散ることさえもはや惜しくはないと言う。それらの表現には、花や紅葉を折ることに対する、きわめて意欲的な姿勢が窺われる。

つまり萬葉歌では、植物を折った上での賞玩が基本とされており、「折らない」とは、そんな「折る」に対する「もう一方の存在」に当たる。（5）が、そうした「折らない」ことにも「よし」という性格を発見するのなら、それは（1）や（3）（4）と変わるところがない。しかし（5）は、「折る」と、その「もう一方の存在」たる「折らない」の別を問わずに「よし」という性格を認めようとしている。その点、（5）は（1）や（3）（4）に通いつつ、それらとの差異が観察されもするだろう。先にヴァリアントと称した所以である。

次の（6）（7）の場合は、特段「もう一方の存在」に関わるわけではない。しかし、(6)(7)の言語主体は、一般的には「よし」という性格が認められぬこともありえよう対象に、それを発見しており、その発見という点では、これまでの諸例に通うかと思わ

れる。たとえば（6）の言語主体は、自分の許に「君」の訪れがあることを人づてに聞かされるのみであり、そんな状態を「夜音の遠音」に譬えるものと考えられる。そうした有様は、時として怨嗟の的にすらなりえようが、ここでの言語主体は、その経験に対しても「よし」という性格を見出しているわけだ。一方、（7）の「ささらえをとこ」とは月の云いで、この月は「山のは」にあって昇りつつある、未だ際やかならぬ月である。しかし（7）は、そんな状態でも、月が空を運行していく一形態に変わりはなく、それを見ることは「よし」との評価に値すると述べるのであった。

ここまでは、「よし」という性格が見過ごされかねない要因を有してもいる対象に対して、言語主体がその良さを見過ごすことのなかった例である。残る（8）と（9）は、言語主体による発見の営為はさながらに、ただし、対象の側には特段「よし」との性格が見過ごされそうな要因が存していない。まず、（8）の言語主体は、これまで話に聞くのみであった「妹」を見た結果、その行為には「よし」という性格のあったことを発見する。これは、時間の経過に伴って、言語主体の知識状態が更新されたのであり、対象の側の要因によるものではない。一方の（9）では「鷹を飼うこと」が「よし」とされている。そして、この（9）の言語主体が置かれている状況については、それと番われる四一五四番歌に明らかである。

（10）…しなざかる越にし住めば大君の敷きます国は都をもここも同じと心には思ふものから語り放け見放くる人目ともしみと思ひし繁し…　（萬葉 巻一九 4154）

見られるとおり、言語主体は都を離れて越の国に赴任し、悶々とした日々を送っている。そんな生活の中で、言語主体の心の慰めとなったのは、野に出て鷹を放ち、鳥を追うことであった。つまり言語主体は、不本意な田舎暮らしを続ける過程で、「鷹を飼うこと」には「よし」という性格を発見しえたのである。このように、時間の経過に伴って言語主体の知識状態が更新されたという点で、（9）は（8）に共通すると言えるだろう。

以上、「シ有・よし」においては、言語主体自身の行為（それがク語法というかたちをとる）に、「よし」という判断に相応する性格が発見されていた。そして、このような性格は「よし」の例全般から看取されるのではなく、シ有に限定的なものである。そのことを確認するために、幾つかのシ無の例を見ておく。

（2）物皆は改まるよしただしくも人は古り行く宜しかるべし　（萬葉 巻十 1885）

（11）酒杯に梅の花浮かべ思ふどち飲みての後は散りぬともよし　（萬葉 巻八 1656）

（2）は、人を除けば新しいもののほうがよい、という一般化を行うもので、自身の行為に「よし」という性格を見出しているわけではない。一方（11）は、本稿の確認する「シ無・よし」十三例のうち八例を占める「～ともよし」となるタイプで、言語主体に「～なら（だから）、～であっても構わない」という心づもりのあることを述べる。その点、シ有の諸例とは性質を異にするわけであった。

二―二　「かなし」

本稿の見るところ、萬葉集の「シ有・かなし」は次に引く七例である。[7]

（12）浦ぶちに伏したる君を今日今日と来むと待つらむ妻し（之）かなしも　（萬葉　巻一三 3342）

（13）我が御門千代とことばに栄えむと思ひてありし我し（志）かなしも　（萬葉　巻二 183）

（14）我が背子に恋ひすべながり葦垣の外に嘆かふ我し（之）かなしも　（萬葉　巻一七 3975）

（15）くへ越しに麦食む子馬のはつはつに相見し児らし（之）あやにかなしも　（萬葉　巻一四 3537）

（16）赤見山草根刈り除け合はすがへ争ふ妹し（之）あやにかなしも　（萬葉　巻一四 3479）

（17）新田山嶺には付かな我に寄そりはしなる児らし（師）あやにかなしも　（萬葉　巻一四 3408）

（18）世の中は空しきものと知る時し（子）いよよますますかなしかりけり　（萬葉　巻五 793）

確認されるように、最後の（18）のみ、シが「かなし」の対象ではなく、「かなし」と感じる時節に下接する。また、（18）以外は、述語が「かなしも」という体制をとっている。こうした差異をふまえ、本節では、いったん（18）を除外して考察を進める。

「かなし」は、意味上、漢字の「悲」に対応する系統と「愛」に対応する系統に大別されると言える。（12）から（14）が「悲」系統、（15）から（17）が「愛」系統の例である。まず「悲」系統だが、（12）は、道ばたで遺骸を見かけ、その帰りを待っているであろう妻に対して「かなし」と思うもの。即ち、（12）には「夫は死んでいるのに、妻がその帰りを待っている」という逆接的な構造があり、それが言語主体に「かなし」と感じさせる原因に当たる。さらに、それは「かなし」の対象となる名詞「妻」の修飾句にもなっている。記号を用いて表せば【［XなのにYであるN］かなしも】となり、【Nが［XなのにYである］という状態にあるため、そのNを「かなし」と感じる】ということである。そし

て、この性格は、残る二例においても変わらない。（13）の言語主体は、かつて草壁皇子の宮廷がいつまでも繁栄を続けると思っていた（Y）。しかし、皇子の死によってその想定は打ち砕かれ（X）、楽天的だった過去の自分自身（N）を「かなし」く感じると述べられる。（14）は、越の国に赴任して鬱々と過ごす大伴家持（「我が背子」）に対し、大伴池主が再会の希望を伝える。家持が長らく訪ねて来ないのに（X）、池主は、外に出て歎きながら待つという状態にあり（Y）、そのような自分（N）を「かなし」と感じるというのである。

以上、「悲」系統の諸例は、【［XなのにYであるN］かなしも】という構造を共有していた。では、もう一方の「愛」系統はいかがか。先掲（15）から（17）に見られるとおり、「愛」系統の例においては、対象を「かなし」と感じつつも、そう感じることへの「あやに」という評価がある。たとえば（15）の言語主体は、多大な労力を要してわずかに会っただけという、むしろ忘れてしまった方が理のあるような「児」への恋着をコントロールすることができない。よって、その「かなし」という感情は、本人に「あやに」と把握されることになる。これを【［XであるN］なのに（だから、「あやに」）かなしも】と模式化しよう。N＝Xであるにもかかわらず、Nは「かなし」の対象となっており、かつ、N＝Xであるがゆえに、Nが「かなし」の対象となることは「あやに」と評される。このような性格が、（15）だけではなく、続く（16）と（17）からも見出されるのである。（16）の「妹」は、言語主体の意のままにならぬよう抵抗しており、それは言語主体からすれば余計な手間である。にも関わらず、言語主体は「妹」を「かなし」と感じ、そのことが「あやに」とされている。（17）において、言語主体は「児」への「かなし」という思いを自覚しているが、実際、二人の間には何があったというのでもない。よって、言語主体はその「かなし」という思いを、「あやに」と評するわけだ。

ここまでに確認したとおり、「シ有・かなし」は【［XなのにYであるN］かなしも】乃至【［XであるN］なのに（だから、「あやに」）かなしも】という構造を有する。そこでは、言語主体が対象Nを「かなし」と感じる所以に関連して、逆接的な内容を含む、それなりの曲折を伴った分析が展開されていた。そして、その分析結果は、対象Nへの性状規定として明確化されていたのである。こういったシ有の性格上、次に示すシ無の如きは、シ有の表すところの外にあるということになるだろう。

（19）　神さぶる岩根こごしきみ吉野の水分山を見ればかなしも

（萬葉 巻七 1130）

(20)　多摩川にさらす手作りさらさらになにそこの児のここだかなしき　（萬葉　巻一四　3373）

(19)は、小学館全集本（旧版）の頭注に「山を見てカナシという理由は不明」とあるように、その対象が「かなし」と感じられる所以に関する言及はない。さらに(20)では、言語主体自身が、対象を「かなし」と判断する所以を理解しておらず、当然、それに纏わる分析も展開されていないのであった。

二―三　「くやし」

次に引く(21)／[21]と、(22)／[22]は、「シ有・くやし」／「シ無・くやし」のペアであり、21、22共に「今シくやしも」／「今そくやしき」となっている。

(21)　かく恋ひむものと知りせば我妹子に言問はましを今し(之)くやしも　（萬葉　巻一二　3143）

[21]　葛城の高間の草野はや知りて標刺さましを今そくやしき　（萬葉　巻七　1337）

(22)　我が背子をいづち行かめとさき竹のそがひに寝しく今し(思)くやしも　（萬葉　巻七　1412）

[22]　そら数ふ大津の児が逢ひし日におほに見しくは今そくやしき　（萬葉　巻二　219）

これらにおいては、みな過去の自身の行動が後悔されているのだが、どちらのペアでも、シ有の方が、言語主体の過去の行動を否定するという性格が強い。まず21のペアは、今となってはやり場のない恋情に纏わる悔いが言語化されている。シ有の場合、言語主体は、「我妹子」と満足に語らいもせず旅立ったため、それが誤りだったとして悔やむ。一方のシ無は、前から知っていればその人を自分のものにできたという悔いなのだが、存在を知らなかった以上、それは致し方のないことでもある。シ有の場合とは異なり、言語主体が判断を誤ったというものでもなかろう。続く22のペアは、会うことが叶わなくなった他者に対する、過去の自身の接し方を悔いるもの。シ有の言語主体は、「背子」がいなくなるとは思いもせず、「背子」に邪険な態度を取っていた。それに対してシ無の言語主体は、「大津の児」に会った折に、ただ当たり前の様子で見ていたというだけである。シ無の方は、過ちというほどの行動には当たるまい。

確認してきたように、シ有とシ無は、共に、過去のある行いが「くやし」という判断発生の所以となるが、その行いに有責性が見出されるのはシ有の方であった。即ち、シ有においては、言語主体に「くやし」と判断させた責任の所在が意識されている。そして、(23)に関しても、上述のシ有の性格に沿った理解が可能であろう。

(23)　草枕旅行く君を人目多み袖振らずしてあまたくやしも
（萬葉　巻一二3184）

(23)では、「君」の出立に際し、手を振って見送らなかったことが後悔されているが、それには人目を憚るためという理由があった。この理由には一定の合理性が認められようが、その合理性ゆえに、この(23)は、「くやし」と判断するに至った責任の所在を意識するというニュアンスに馴染みにくい面がある。よって、(23)のような例に、シが用いられることはないのではないか。

残る「シ有・くやし」は次の二例である。

(24)　かなし妹をいづち行かめと山菅のそがひに寝しく今し(之)くやしも
（萬葉　巻一四3577）

(25)　…深海松の深めし児らを縄のりの引けば絶ゆとや里人の行きの集ひに泣く子なす行き取り探り梓弓弓腹振り起こししのぎ羽を二つ手挟み放ちけむ人し(斯)くやしも恋ふらく思へば
（萬葉　巻一三3302）

見られるとおり、(24)は、(22)と性別及び多少の字句の相違がある程度であって、省略に従う。一方、(25)の言語主体は、自身と「児」との間を引き裂いた「人」を「くやし」と感じており、その「人」にシが下接している。しかし、本稿の見るかぎり、「シ無・くやし」には、言語主体に「くやし」と感じさせた人物が「くやし」の対象となる例は存在しない。そして、このようなシ有／シ無の差異も、先述の性格に由来するものだと考えられる。即ち、シ有にあっては、言語主体の「くやし」という判断が、過去の不適切な行動によってもたらされたものであることが自覚されていた。こうした、「くやし」という判断発生の源を射程に収める性格ゆえに、(25)のシは、「くやし」と判断させた責任者たる「人」に下接している。けれども、シ無の場合は、発生源を射程に入れるという性格を持つわけではない。だから、シ有のようには、責任者がシの対象となる例を見ないのである。なお、この(25)は、シの接続先が時の成分ではない点で、他の「シ有・くやし」とは異なっている。その点については第三節で論ずることにしたい。

二―四　「をし」

結論から先に言うと、「をし」には、先の「くやし」と同様の性格が認められる。つまり、シ有は言語主体に「をし」と感じさせる責任のありかを明確にし、それを咎める例に限られる一方、シ無の場合はそうではないのである。

(26)　さ雄鹿の心相思ふ秋萩のしぐれの降るに散らくし(僧)をしも
（萬葉　巻十2094）

(27)　…紐解かぬ旅にしあれば我のみして清き川原を見らくし

（之）をしも　（萬葉　巻六　913）

（28）玉くしげ覆ふをやすみ明けていなば君が名はあれど我が名し（之）をしも　（萬葉　巻二　93）

（26）は、和歌の発想上、萩を散らせるものとされる「しぐれ」によって、言語主体の「をし」という感情が出来していることを明示する。一方、次のシ無を見られたい。

（29）奥山に住むといふ鹿の夕去らず妻問ふ萩の散らまくをしも　（萬葉　巻十　2098）

（29）は（26）同様、萩の散ることを惜しむものだが、ここでは「萩を散らせるしぐれ」という発想を採らず、「をし」と感じさせる責任の所在も言語化されていないのであった。

（30）手折らずて散りなばをしと我が思ひし秋の黄葉をかざしつるかも　（萬葉　巻八　1581）

（30）のシ無も、（29）と事情を共通するものと言えよう。ここでは、もし折らなかったら惜しかろうと想像されるにすぎず、「をし」という感情発生の責任云々といったことの埒外にあるのだ。

残るシ有の（27）（28）を見る。（27）は吉野行幸に付き従う車持千年の詠。ここで「をし」とされるのは、吉野川の景を一人で見るほかないことであるが、それは、妻を伴えない旅ゆえのことと、その原因が明示されてもいる。突き詰めれば、行幸に随伴するがために「をし」と感じざるをえなくなったと述べるに等しいのだが、こうした、私事を第一とするかのような言語主体の姿勢は、（27）の反歌たる（31）とも平仄が合っているだろう。

（31）滝の上の三船の山は恐けど思ひ忘るる時も日もなし　（萬葉　巻六　914）

三船山を拝することを畏れ多くは思うものの、家に残してきた妻を忘れることはないと言明されるわけであった。続く（28）では、鏡王女が、藤原鎌足の帰宅が夜明けの後になれば、自身の名まで世間に騒がれることとなり、それを「をし」として咎める。

以上のように、（27）（28）のシ有においても、言語主体に「をし」という感情を発生させる源が明確化されており、次に引くシ無の如き、ただ季節の推移を惜しむような内容を述べることはないのである。

（32）めづらしき君が家なる花すすき穂に出づる秋の過ぐらくをしも　（萬葉　巻八　1601）

ここまで本節では、四つの形容詞を取り上げて、文中に助詞シを持つ文の性格を考えた。それらのシは、多くが形容詞文の対象に接続していたが、先にも触れたように「かなし」、そして「くやし」にも、シが、形容詞判断のなされる時節を表す成分に接続する例

が見出された。こうした対象／時の成分という差異は、シを持つ形容詞文において、どのような意味を有するのであろうか。それを次節で考えたい。

三

はじめに、シが対象に下接する「くやし」の例を再掲する。

(25)　…深海松の深めし児らを縄のりの引けば絶ゆとや里人の行きの集ひに泣く子なす行き取り探り梓弓弓腹振り起こしし
　のぎ羽を二つ手挟み放ちけむ人し（斯）くやしも恋ふらく
　思へば　（萬葉 巻一三 3302）

ここで「くやし」の対象となるのは「人」であるが、その「人」が、「児」を言語主体から引き離したことによって、言語主体の「くやし」という判断が生じている。即ち、対象「人」は、形容詞判断をもたらした事柄を構成する要素の一角をなす。そして、この「形容詞判断をもたらした事柄」に関しては、時枝誠記（1936）や川端善明（1976、1983）に既に言及があり、それらの論は、形容詞、それも情意性形容詞の対象に「機縁」という性格を認めている。たとえば、時枝誠記（1936）には、情意性形容詞に「対象を機縁として、それに就いて更に想像思惟が起こり、その上に構成される主観の情意を表」すとの記述が見られる。本稿もこのような見解に同意するのだが、この時、（21）の如き、時の成分をシがマークする例に注意される。

(21)　かく恋ひむものと知りせば我妹子に言問はましを今し（之）
　くやしも　（萬葉 巻一一 3143）

（21）は、「今」となっては我妹子への恋情が募り、それゆえ、出立の際に語らいを持たなかったことへの悔いが生じるという例である。とすると、この「今」には、（25）の「人」に通う側面が見出されるであろう。（25）では、【「人」が言語主体から「児」を引き離したこと】を機縁として、「くやし」という形容詞判断が発生していた。換言すれば【「児」を引き離した「人」ゆえに、言語主体は「くやし」と判断する】わけであって、シの接続する「人」は、意味構造上、形容詞判断の機縁を集約する語という位置づけを受ける。（21）の場合も、出立の際には無自覚だった言語主体が、こうして「くやし」と感じるのは、【「今」となっては我妹子への恋情が募っていること】を機縁としている。（25）に準えれば【我妹子への恋情が募る「今」だから、言語主体は「くやし」と判断する】ということであり、この「今」にも、意味構造上、形容詞判断の機縁を集約する語としての性格が認められるのである。即ち、「人」と「今」は、対象／時の成分という差異のかたわら、それぞれの文において「形容詞判断の機縁を集約する語」に相当

する点では共通している。そして、このような事情は、次の「かなし」においても同様である。

(18) 世の中は空しきものと知る時し（子）いよよますますかなしかりけり　（萬葉 巻五 793）

我々に与えられた材料からは、この「時」がいつであるのか、よくわからない。しかし何であれ、言語主体には、世の中は空しいものと気づかされた「時」があって、それに触発されて、いっそう「かなし」と判断するに至るのである。即ち【〜と気づかせた「時」ゆえに、言語主体は「かなし」と判断する】というわけで、ここでも「時」という語が、形容詞判断の機縁を集約する語に当たるのであった。

本稿の見る範囲で、シはその大半が対象に接続しており、形容詞文に現れるシは、一義的には対象に関わるものと考えられよう。しかし、本節で確認したとおり、時の成分には、対象同様、形容詞判断の機縁を集約するという性格が見出されることがある。かかる同質性ゆえに、形容詞文におけるシは、対象／時の成分の区別なく接続したのかと思われる。

四

本稿は、「よし」「かなし」「くやし」「をし」という四つの形容詞を取り上げ、シ無の例と対照しながら、シ有の例の性格を考えた。第二節に示した規定は、各形容詞に即した個別的なものであるが、それらは、結局のところ【何かが形容詞文の対象（さらには、対象と同質性を有する時の成分）となっていること、それ自体】に関するもの、及び【形容詞文の対象（さらには、対象と同質性を有する時の成分）の在り方がどのようであるか、ということ】に関するもの、この二つに収斂していくように思われる。なお、煩瑣を避けるため、以下、時の成分が対象と同様に扱われる旨の注記は省略に付するものとする。

まず【何かが形容詞文の対象となっていること、それ自体】に関わるのは「シ有・よし」である。「シ有・よし」の文とは、言語主体が、ク語法によって構成されるシ上接部の事態に、「よし」という判断の対象に相当する性格を見出すものであった。即ち「シ有・よし」の言語主体は、そこで何かが形容詞判断の対象たりえていることを確かに自覚している。シは「今ここでは、これが対象となり、こういう判断が成り立つ」と、言語主体が明確に認識した際に用いられているのである。

残る三つの形容詞は、みな【形容詞文の対象の在り方がどのようであるか、ということ】に関わる。「シ有・かなし」において、その言語主体は、シ上接部が形容詞判断の対象となっている所以に纏わる分析を展開し、それを対象への性状規定として言語化していた。そして「シ有・くやし」と「シ有・をし」では、言語主体が、何かを単に「くやし」「をし」と感じるのではなく、自身にそう判断させた責任の所在を確と捉えて、それとの関連のもとで形容詞判断の対象を構成していた。いずれのケースにおいても、言語主体は状況に関わって思惟を巡らし、その結果として対象の在り方を明らかにしている。シはそのような際に用いられるのである。

以上に基づけば、形容詞文に現れるシは、言語主体が対象の像を明瞭化したことの標識であると言えるだろう。「よし」の諸例のように【何かが対象となっていること、それ自体】から問題になってくるようなとき、シが提示するのは、言語主体によって、対象たりうることが明らかにされた事物である。一方、「かなし」「くやし」「をし」等【何かが対象となっていること、それ自体】は問題にされていない場合、シは【対象の在り方がどのようであるか、ということ】に関わることになる。つまり、言語主体が、対象たる事物の具体的な在り方を明らかにした際、その対象をシが提示するのである。

シが文中で果たすこのような機能を、以下「対象の像の明瞭化」と、第一節で紹介した「形容詞文的ノエマの中核」の提示という概念との異同も、既に明らかではないだろうか。「形容詞文的ノエマの中核」説において、シは『こと』を知ることを通して『もの』をも知る」という、形容詞文判断の構造に即するものとして把握されている。しかし、この『こと』を知ることを通して『もの』をも知る」という営みは、時に特段の自覚なく、いわばルーティン的になされもするであろう。さらに、形容詞文の言語主体は、析出された「もの」の在り方を、常に詳しく把握しているわけでもない。一方、シを持つ形容詞文の言語主体は、形容詞判断の対象が何なのかということに意識を向け、また、対象に存する性格も詳細に把握している。それを本稿は「対象の像の明瞭化」と呼んだわけで、「対象の像の明瞭化」とは、「形容詞文的ノエマの中核」の提示に比して、より意識的かつ具体的な営為なのである。先に本稿は「形容詞文的ノエマの中核」の提示が、シによらずなされることがあると述べたが、それは、シの文中で果たす機能が「形容詞文的ノエマの中核」の提示よりも限定的なものである以上、当然のことであろう。

そして、上述の「対象の像の明瞭化」は、前節で扱った以外の形容詞においても、基本的に変わるところなく認めうるものと考える。たとえば、シ無と比較できないため、前節では取り上げなかった「うらめし」。

(33) 耳無の池し（羊蹄）うらめし我妹子が来つつ潜かば水は涸れなむ　（萬葉 巻一六 3788）

(33) では、シの接続する対象「池」が「我妹子」の入水を阻止しなかったために、言語主体の「うらめし」という感情が喚起されている。このように、対象に感情発生の責任者という性格が明確にされる点で、この「うらめし」は、先の「くやし」及び「をし」と同質なのであった[8]。

以上、本稿は、形容詞文に現れる助詞シが、文中において「対象の像の明瞭化」という機能を果たすことを述べた。今後は、形容詞文以外のシを検討することによって、この「対象の像の明瞭化」という結論を吟味する必要があるだろう[9]。その際、形容詞文の対象それ自体が、シという語の本質に有縁的な存在なのか、或いは、シにとって一義的に重要なのは「明瞭化」という営為の方であるのかということが重要になってくるかと思われる。別稿を期したい。

注

(1) 川端善明（1958、1976、1983）を参照した。

(2) 以下、萬葉集からの引用は『日本古典文学全集（旧版）』（小学館）による。

(3) 他に、大野晋（1993）においても、「心情を表す形容詞を導く」ことがシの用法の一つに挙げられ、シは「物事を自然的成行きとしてうけとめ、それに対応して自然に内心に生起する情意」を表す旨、指摘されている。しかし、シを持たない形容詞文との差異については詳らかでない。また、この「自然」という概念は、シ全体の規定を企図したものであるが、それについては、既に佐佐木隆（2009）に批判が見られる。

(4) 他の助詞と接続しているものに関しては、区別して扱うべき場合の存することを考慮して、考察対象から外すこととした。

(5) 萬葉集中に、「よし」八例、「かなし」七例、「くやし」四例、「をし」三例がシと共起している。なお「うらめし」も、シとの共起が五例あるが、それは萬葉集「うらめし」の全例である。ゆえに比較の対象とはなしえず、本稿では扱わない。

(6) 「えし」と訓まれる例（三五三〇番歌）は、ひとまず考察対象から外してある。

(7) 「宿借る今日し（之）悲しく思ほゆ」となる四〇一六番歌は、シが「ユ系動詞」述語文内に現れるタイプとも言いうるため、「かな

し」の例には数えていない。

（8）たとえば「春の日は山し（四）見がほし秋の夜は川し（四）さやけし」（三二四番歌）のように、一見、シ有としての性格が判然としない例もある。しかしここでも、シによって「山」及び「川」が形容詞文の対象となっていることが顕示されるために、「春の日」と「秋の夜」のそれぞれにおいて、いかなる判断が成立するのかということの対比が明確になってくるのだと考える。

（9）竹内史郎（2009）では、「格助詞シ」の存在が提唱されており、その検証も必要であろう。

文献

大野　晋（1993）『係り結びの研究』岩波書店

川端善明（1958）「形容詞文」『国語国文』二七―一二

川端善明（1962）「助詞『し』の説―係機能の周辺―」『萬葉』四五

川端善明（1976）「用言」『岩波講座日本語6 文法Ⅰ』岩波書店

川端善明（1983）「日本文法提要3 文の構造と種類 ―形容詞文―」『日本語学』二―五

佐佐木隆（2009）『上代の韻文と散文』おうふう

高松佐久江（1958）「助詞『し』の用法と機能」『女子大国文』九

竹内史郎（2009）「助詞シの格助詞性について ―非動作格性と品詞分類―」『語学と文学』四四

時枝誠記（1936）「語の意味の体系的組織は可能であるか」『京城帝大文学会論纂 日本文学研究』二

山本登朗（1981）「『折る』と『惜し』―萬葉集三九〇四番歌の解釈をめぐって―」『萬葉』一〇七

（くりた　がく・國立政治大學（台湾））

紹介

内田賢徳・乾善彦編『万葉仮名と平仮名　その連続・不連続』

尾山　慎

万葉仮名は、いかにして平仮名となったのか――本書が問うところはまさしくこれまで不断に議論され続けてきたテーマである。問題提起、論述、構成等いずれをとっても相当に専門的であるにもかかわらず、研究者、大学院生、学生はもとより、一般にも広く読者を得ているようで、刊行後半年に満たないうちに早々に増刷に入ったとのことである。(1)

本書は、主に上代を中心とする日本語学・日本文学の研究者、上代以降、平仮名、また書道史等を専門とする研究者によって様々な観点から論究された知見を一書に編んだものであるが、術語の統一などはされていない。これはもとより企図されたことだったようで、同書「第三部と全体の綜括」において、「不統一な用語は、読者に混乱を与えてしまう。現に本書の様々な用語に戸惑った読者もあろう。しかし、本書はそれにあえて統一を与えなかった」とある（二二四頁：担当　内田氏）。さらにこの本の最末尾「実はまだ、「仮名」について何もわかってはいなかった。それがわかったのが、本書の最も大きな成果かもしれない」二三七頁：担当乾氏）とあることからも、承知されたところだったとわかる。一例を挙げよう――奥田俊博「漢字文献の仮名とその展開　―訓字と仮名の揺らぎをめぐって―」（二四頁―四五頁）と、澤崎文「漢字の表意性から見た「かな」の成立」（一五四頁―一七四頁）では両論文ともにキーワードとして「表意性」という術語が出てくるが、両者でその意味は異なっている。前者はどちらかといえば動態上に見出されるもの、対して後者は漢字の静態レベルのそれをいう。上代の表記論において、「表意性」とはおそらく最重要術語の一つであるが、このように研究者によってその用途が異なっている。

顧みれば、本書の著者の一人でもある奥田氏の著作が二〇一六

年に、二〇一七年に編者の乾氏の著作、同じく本書著者の一人奥村悦三氏の著作と続き、最も近時の二〇二〇年には澤崎氏の著作と立て続けに本書執筆陣の著作が出版され、上代を中心とする文字・表記・書紀論のまとまった成果発表が連続している。まさしく当該領域は今、一つの活況を呈しているのであり、そういった状況にあって、平仮名や片仮名、また書道学を専門とする研究をも交えた論を収載した本書が出た意義は、やはり大きいといわねばならない。術語の問題は、確かに大きな問題であり、課題に違いないが、それを含め、それ自体をも俎上に措いて可視化することで、このテーマをめぐる学究の実相、ありのままの現状を映す一書となっている。

本書の目次を引用すれば次の通りである。

はしがき
基調報告　平仮名成立まで　内田賢徳＊
コラムⅠ　上代日本語の用字法
コラムⅡ　上代日本語の音節
第一部　文字環境としての漢字文献
漢字文献の仮名とその展開
—訓字と仮名の揺らぎをめぐって—　奥田俊博＊
第一部の綜括　乾　善彦＊
第二部　平仮名の登場
平仮名成立の諸要件　中山陽介
「かな」と真仮名の連続と不連続を考えるために　長谷川千秋
思うままに書けるように
—「仮名」が「かな」になる過程を考える—　奥村悦三＊
第二部の綜括　乾　善彦＊
コラムⅢ　新発見の資料
第三部　万葉仮名と平仮名
漢字の表意性から見た「かな」の成立　澤崎　文＊
仮名の成立について
—万葉仮名から「仮名」へ—　佐野　宏＊
濁音専用仮名はなぜ萬葉仮名から継承されなかったか　遠藤邦基
第三部と全体の綜括　内田賢徳＊
研究の展望　乾　善彦＊

以下、紙幅の都合にも鑑み、＊をほどこした、主に万葉仮名に関わる論文と、それにまつわる「綜括」の記述を中心に紹介していきたいと思う。

冒頭に内田氏論文、続けて奥田氏論文が載り、それを「綜括」

するという形で乾氏論文が載る。乾氏論文は、「綜括」と銘打っているが、先行する二論文を、単に噛み砕いたりなぞるのではなく、乾氏自身の見解もそこに織り込まれている。概して言えば、上代に文字として仮名をみとめるか、用法としてのそれにとどまるのかという点に焦点がおかれるが、乾氏は上代の場合は用法としての次元をでないとする（「まさに漢字の一用法にすぎないということもできるというのが実感」五四頁）。内田氏論文、奥田氏論文ともに、行論上やはり存在が強調されているのは、万葉仮名のその多様性である。万葉仮名が、漢字の表音用法というのであれば、理論上はそれ以上でもそれ以下でもない働きをするものだけで占められるはずだが、個別に見ると、純粋に仮名とは言い難いようなものが多々存在する。理論上の分類と、実態の違い（多種多様）という差異に向き合い、両論文ともに、素材が漢字であるが故に多様な顔を見せる万葉仮名群についてどう論究すべきかが説かれていく。

内田氏論文では「意識的に使用」という表現で、表意性をもつ仮名の例が挙げられる（文脈関連型と、文脈外――例：鳥に関する字を集める「鳴尓鶏鵡鴨」など）。対して、いわゆる表音用法の仮名（もとの字母にあたる漢字がもっている意味が、いかなる形であっても、解釈上に参与してこない）のものを、「単なる便宜で用いられている場合」とする（以上一〇頁）。内田氏は、両者をわけるのは「識字能力」であるとする。前者は漢字を熟知している書き手の「pedantry（知的遊戯）」――つまり、字母に連関した余剰的なものとみる。対して平仮名の掛詞は、漢字から自由ゆえに、まさに二重に意味が働くことが可能であり、もとの漢字の意味にひかれつつ重層的に意味を表出する万葉仮名ことに訓仮名（これを「先祖返り」と呼んでいる―一八頁）とは、同じ二重の表出であっても、両者において連続しない部分であると指摘する。奥田氏論文は、「仮名らしい仮名」の要件として、仮名の字母が有する意味の捨象、仮名の連続的な使用（つまり、それらだけで固まって使われる）を挙げる。一方、上代には、すでに挙げたように、それに当てはまらない「仮名」が当然、多々あり、やはり表意性を有するものの存在が大きく特筆されている。内田氏論文同様、万葉仮名から平仮名への階梯を考えるとき、こういった表意性を有する仮名をどう考究し、どうおくか、ということが問題視されているといえよう。

また、両論文に共通するのが、訓字との関係性において仮名をみようとしている点である。内田氏は「万葉集における仮名は、多く、訓仮名も含めて訓字との相補的なあり方をその基礎的な性格としている」（一三頁）と述べ、一方奥田氏は「上代における

仮名は、漢字で表記される限りにおいて、常に訓字との緊張のある関係の中に位置づけられる」（四〇頁）とする。同時に、訓字との関係で検証されるべき仮名がある一方、仮名だけで集まる場合もあって、その環境の違いもまた無視できない。万葉集内でいえば、まさに、訓字主体表記歌巻と仮名主体表記歌巻という違いがそうであるし、さらにいえば、内田氏が、「古事記仮名」（一三頁）と仮説的に別置することもありうると提案したように、資料ごとの位相としての仮名、およびその環境の違いというのが想定されてよい。なお、訓字をはじめ、文字列の環境と使用上の制限関係はあとからみる澤崎氏論文（後述）や佐野氏論文にも言及があり、それぞれに着目する単位は異なるけれども、総じて、訓字という表語用法との関係で見ようとする点は、共通している。

澤崎氏論文は、漢字の「表意性」をキーワードにするが、こちらは、内田、奥田両氏論文で紹介された、技巧的なそれではなく、漢字というその文字が表象する語のもつ意味――その意味が、常在的、宿命的に湛えらえていることを「表意性」とよび、万葉仮名の使用上の選択ないし制限の要件として重要視する。たとえば「思」字は、音仮名のシとして用いる場合にも、「おもふ」という意味を内在させているため、訓字に接する環境では用いられにくい、という。よって、万葉仮名は、「完全な音節文字となり得ない」（一六一頁）。さらに、この、漢字という文字が宿命的に持つ（表出する）意味が用字の際にも関与し、その選択に影響を与えるという。平仮名は無論、漢字とその意味から解放されているが、これの成立を考えたとき、それは、訓字との関係にあって「表意性」を払拭しようとしたこと、即ち漢字から離れようとする作用、漢字とは別であるという指向性に裏付けられた形になるから、このことが、後の平仮名の誕生を促す要素にもなったという。つまり、仮名だけの環境よりも、漢字（訓字）と共存する環境の方が、仮名は、自らが仮名であろうとすることを担保しようとする指向性が強いのだとする。澤崎氏論では、本書が掲げる副題でもあるうちの、「連続面」がより強調して論じられていることになるだろう。

佐野氏論文は、仮名を語の表記という観点でみるもので、奥田氏論や澤崎氏論とまた異なる方法論を採っている。澤崎氏論ではしばしば単字レベルの仮名の使用上の選択、あるいはそこに働く制限などを漢字の「表意性」（澤崎氏）を手がかりに論じるというスタンスであったが、佐野氏は、単字レベルでの仮名がそれぞれどういう「意味」にしばられているか――漢字のもつ、澤崎氏の言う「表意性」の関与というより、綴られたそれがどのように語と対応しているかという点で、「表記体」をキーワードにしている。どちらかというと、ある表記を巡る、書き手の認識をも含

めた表記の生成論的なところにまで及んで論じる澤崎氏に対し、佐野氏は、体系内に、結果的にどのような張り合い関係のもとに各例が存立しているか、そのことをどう、解釈し、意味づけるかという共時論的な視座によっているようである。

さて、内田氏による「綜括」では、「見え」における問題として澤崎氏、佐野氏両論文が解説されている。たとえば澤崎氏論文でいわれるそれは、「訓字と誤られないようにという配慮」、佐野氏論文では、仮名の「多用には語彙的な偏差」があること、「ある字母の多用は、その偏差において実は表意的であり、そして表語的である。語を飾って表記するということが、歌の意味ならぬ見えにおいて表現的である環境下では必然」（以上一二八頁）という。「見えにおいて表現的である環境」とはつまり訓字主体表記のことであろう。同歌巻における仮名をみることがカギになると、やはり再確認されている。同時に、これはまさしく表記論的視座であり、澤崎氏論はその一部において、また佐野氏論は特に、そちらへの傾斜が強いということができるだろう。

奥村氏論文では、文章を書くことと文字の成立とが関連づけて考察される。冒頭、枕草子を挙げ、清少納言の文章が卓抜していることの、その達成の根本的な前提に文字の存在を掲げる。平仮名という文字があったからこそ、彼女はかの傑作をものし得た――翻って上代は、正倉院仮名文書がそうであるように、「思うままに書ける」というレベルには達していない――漢字、漢文の世界との接触、交錯、助力を得て、なんとか綴ろうとしている次元にある。そしてそれはすなわち、万葉仮名が中古和文のような文章を書くことを未だ可能としない文字にとどまっていることを意味するとみる。依然、漢字世界の側にある文字だというのである。これが平仮名へと転換するには、漢字からの乖離と用いる人々の意識の転換によって可能だったという。乾氏は、綜括にてこれを再び取り上げ、「「かな」が結果的に日本語を書きあらわす「表現文字」として成立する契機は、まさにそこにある」（一四五頁）と締めくくっている。「そこ」とは「日本語を記す文字を意図して使う意識への転換」（奥村氏論文一三八頁）を指す。奥村氏論文では、万葉仮名と平仮名との対比において、どちらかといえば本書の副題でいう「不連続」面の炙り出しに焦点があるとみられる。

以上、本書のうち、上代、万葉仮名を巡る議論を中心に、そのごく一端ではあるが紹介してきた。現時点での万葉仮名と平仮名をめぐる論及における、最新の成果であり、かつ、今後の課題が多く示されている点で、意義深い一書であるといえよう。前述の通り、本書が目的とする考究は、実に長く問われてきたテーマである。その意味で、次の十年、二十年と、本書がどのように引か

れ、論議され、さらに研究が進展していくだろうか。既述の通り、著者諸氏の研究書刊行も相次いでいることをも含め、当該領域はまさに一つの画期を迎えていると、あらためて思わずにはいられない。既に紹介した著者諸氏の個々の研究書も併せ読むと、なお深い議論に触れることができるはずである。

冒頭に述べたように、本書は、一書として刊行されている一方、すぐれて論文集でもあると、紹介者は思っている。この点にかかわって、本紹介に先行する、二人の方による本書の書評から――矢田勉氏は、必ずしも本書収載の各論文同士が同じ意見とは限らないという点を指摘する[2]一方で、鈴木喬氏は、「個別論の集積ではなく、文字史における「万葉仮名」の位置づけといった、一つのストーリーをもったものとして結実している」と述べている[3]。このあたりは、是非、実際に手にとって各氏が読み込んで感想をもっていただければと思う。紹介者も、冒頭に、術語を巡っての問題に触れたが、たとえばそれらを、編者のお二人が、まさしく〝一書〟にリライトすることも可能ではあったのだろうと思う。しかし、術語を含めそのまま各研究者の考えが示されたことで、次の議論のステップが生まれることもまた期待できよう。その一つの実例をここに挙げる――個人的な話で恐縮だが、紹介者が勤務校の授業で本書を取り上げた際に、受講者からはやはり「表意性」という術語についての質問が集中した。結果的に、翌週は本書では使われていない「表意性」をも各方面の諸論文から集めてきて、急遽一時間かけて討論するという展開が生まれたのであった。時間はかかるけれども、意義ある立ち止まりを与えてくれたと思う。あまりに整えられすぎると、風景のようにうっかり通り過ぎてしまうこともある。「本書はそれにあえて統一を与えなかった」「実はまだ「仮名」について何もわかってはいなかった」という言を刻みつつ、さらに読み込みたい一書である。

（二〇一九年三月　三省堂刊　定価　三，九六〇円）

注

（1）二〇一九年八月に三省堂、本書編集担当である木下朗氏より直談。

（2）矢田勉「書評　内田賢徳・乾善彦編『万葉仮名と平仮名』」（『漢字之窓』第一巻一号　二〇一九）

（3）「新刊紹介」のうち、鈴木喬氏が本書の紹介を担当（『美夫君志』九九号　二〇一九）

（おやま　しん・奈良女子大学准教授）

第十三回萬葉学会奨励賞受賞者および受賞研究について

萬葉学会奨励賞選考委員会
委員長　橋本　雅之

受賞者

古川大悟（京都大学大学院人間・環境学研究科博士後期課程）

受賞研究

「助動詞マシの意味」（『國語國文』第八十八巻第一号、二〇一九年二月）をはじめとする上代の文における句の相関およびそれに関わる助動詞の研究に対して

選考過程

萬葉学会の奨励賞選考委員会は、平成三十一年一月から令和元年十二月までに『萬葉』をはじめ、三十五種の学術雑誌に掲載されたのべ一六三本四十三名の上代文学および上代国語学の論文を精査して三名三本の論文を奨励賞候補として絞り込んだ。これについて、七月に選考委員会を開催し、満場一致で上記の古川大悟氏の研究が奨励賞にふさわしいとの結論を得た。この結果を編輯会議に報告し、同月の編輯会議において受賞を決定した。

選考理由

受賞対象となった論文「助動詞マシの意味」は、広く上代および中古を見渡し、さらに学術雑誌『萬葉』に掲載された上代の語法「ズハ」に関する同氏の先行研究をも視野に入れた、助動詞「マシ」のモダリティー研究である。氏は、これまでの研究において「反実仮想」として説明されてきた「マシ」をモダリティーの観点から見直し、意味記述の考察を通してその実態を統一的に説明した。

同論文において、古川氏は「マシ」の表現構造を整理し、これ

を可能性Ⅰ（現実に実現）・可能性Ⅱ（実現不可能）という枠組みで捉えられることを明らかにし、マシの意味について「「対象事態を可能性として提示し、かつ、別な可能性と比較する」ところにある」という新たな解釈を示された。この新解釈の優れているところは、これによって従来例外として扱われてきたものについても、上記の「対象事態を可能性として提示し、かつ、別な可能性と比較する」という原理で説明可能となる点にある。

さらに、中古に至って上代では例外と考えられてきた「望ましくなかった方の事態を、ありえた可能性として提示する例」が広くみられることを指摘して、それらを含めた「マシ」のモダリティーの全体構造とその分布を一つの図として示すことに成功していることは、上代・中古の助動詞研究のみならず文法史研究に大きな進展をもたらしたものとして評価されよう。

また、この研究は古川氏が指摘されているように、源氏物語の作品解釈など、文学作品の表現に関しても見直しを迫るものであり、文法研究の枠を超えて、広く文学研究にも裨益する成果と認められる。以上の理由により、古川大悟氏の「助動詞マシの意味」を、萬葉学会奨励賞に相応しい研究であると判断した。

以上

報告

○萬葉一日旅行の不開催について

二〇二〇年度の萬葉一日旅行は、二二九号に同封したお知らせに記しました通り、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を考慮して不開催といたしました。

来年度は開催予定ですが、今後の編輯委員会で慎重に検討する予定です。

○第七十三回（二〇二〇年度）萬葉学会全国大会の不開催について

二〇二〇年度の萬葉学会全国大会は、六月にお知らせしました通り、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を考慮して不開催といたしました。やむを得ない判断とはいえ、準備して下さっていた全ての方々に、この場を借りてお詫び申し上げます。

また、ご講演予定だった蜂矢真郷先生のご論文は次号に掲載予定となっています。また、上野誠先生のご講演は今号に掲載させて頂きました。無理をお願いしたにも関わらずご快諾頂いたお二方の先生に心より御礼を申し上げます。

なお、再来年度（二〇二二年度）の全国大会は、あらためて三郷町で開催する予定です。

○二〇二〇年度萬葉学会奨励賞について

七二ページにお伝えしている通り、本年度の萬葉学会奨励賞は古川大悟氏に決定いたしました。例年、大会時に授賞式を行っていますが、本年度は授賞式の開催も不可能であるため、今年度の授賞式は来年度の大会時に行います。

○二〇二〇年度総会の不開催について

十月十七日に開催予定だった萬葉学会総会も、大会不開催に伴って不開催となりました。議題は全て来年度に持ち越すことになりました。

○二〇一九年度会計報告と会計監査について

七五～七六ページに掲載しています。

○二〇二〇年度の暫定予算（案）について

七六ページに掲載しています。既にお伝えしているように、「新規事業を行わない」、「昨年度の予算方針を踏襲する」を前提に組んでいます。

2019 年度（2019/4/1 ～ 2020/3/31）萬葉学会決算報告（案）

収　入

	予算	決算	差引	備考
前年度繰越金				
一般会計	¥1,047,090	¥1,047,090	¥0	
特別会計	¥1,075,007	¥1,075,007	¥0	一般会計に組込
利息		¥12	¥12	
振込手数料		▲ ¥880	▲ ¥880	りそな銀行に
本部費	¥104,461	¥104,461	¥0	
会費等				
会費	¥1,920,000	¥2,314,800	¥394,800	
広告	¥5,000	¥10,000	¥5,000	
雑収入	¥2,000	¥11,004	¥9,004	
合　　計	¥4,153,558	¥4,561,494	¥407,936	

支　出

	予算	決算	差引	
会誌刊行費	¥1,500,000	¥900,324	¥599,676	２号分
大会開催費	¥600,000	¥613,506	▲ ¥13,506	
事務委託費	¥300,000	¥199,726	¥100,274	2019.04-2019.11[*1]
通信費	¥40,000	¥24,450	¥15,550	
本部費	¥10,000	¥15,325	▲ ¥5,325	
消耗品費	¥25,000	¥19,549	¥5,451	
HP 維持費	¥200,000	¥34,888	¥165,112	2019.12-2020.03[*2]
連絡協議会費	¥10,000	¥10,000	¥0	
奨励賞	¥100,000	¥100,000	¥0	
事務移行費	¥250,000	¥121,000	¥129,000	
予備費	¥1,118,558	¥0	¥1,118,558	
合　　計	¥4,153,558	¥2,038,768	¥2,114,790	

*1　2019.12 ～ 2020.03 の事務委託費は 2020.04 に請求されるため入っていない。
*2　2019.04 ～ 2019.11 の HP 維持費は 2019.03 に支払い済みのため入っていない。

次年度繰越金

収入合計	支出合計	繰越金
¥4,561,494	¥2,038,768	¥2,522,726

○二〇一九年度会計監査報告

監査報告書

萬葉学会
代表　乾　善彦　殿

2019 年度の会計報告および収支明細の監査を行った結果、
適正かつ妥当であることを認めます。

2020 年 6 月 30 日

萬葉学会会計監査

井上幸

根来麻子

○二〇二〇年度予算（案）

2020 年度（2020/4/1 ～ 2021/3/31）萬葉学会暫定予算（案）

収入

	2019 年	2020 年
前年度繰越金		
一般会計	¥2,122,097	¥2,433,590
本部費	¥104,461	¥89,136
繰越金小計	¥2,226,558	¥2,522,726
会費等		
会費	¥1,920,000	¥1,920,000
広告	¥5,000	¥20,000
雑収入	¥2,000	¥2,000
合　　計	¥4,153,558	¥4,644,726

支出

	2019 年	2020 年	備　考
会誌刊行費	¥1,500,000	¥1,000,000	3 号分
大会開催費	¥600,000	¥400,000	
事務委託費	¥300,000	¥550,000	2019.12 ～ 2021.03
通信費	¥40,000	¥40,000	
本部費	¥10,000	¥10,000	
消耗品費	¥25,000	¥25,000	
HP 維持費	¥200,000	¥100,000	
連絡協議会費	¥10,000	¥10,000	
奨励賞	¥100,000	¥100,000	
事務移行費	¥250,000	¥80,000	事務委託先変更費
予備費	¥1,118,558	¥2,149,726	
合　　計	¥4,153,558	¥4,464,726	

予　告

○第七十四回（二〇二一年度）萬葉学会全国大会

二〇二一年度、第七十四回の萬葉学会全国大会は、京都大学との共催により、京都大学吉田キャンパス（京都左京区）において、左記のように開催する予定です。なお、新型コロナウィルスの感染状況等により、大幅に予定を変更する場合があります。

開催日

十月十六日（土）午後　公開講演会
　　萬葉学会奨励賞授与式
　　総会
　　懇親会

十月十七日（日）全日　研究発表会

十月十八日（月）全日　臨地調査研究

公開講演会（予定）

京都大学名誉教授　内田賢徳氏

京都大学名誉教授　大谷雅夫氏

研究発表者募集

内容　万葉集とその関連領域に関する研究で未発表のもの。

時間　発表三十分・質疑応答十五分

応募締切　二〇二一年六月三十日（水）

研究発表ご希望の方は、本誌七九ページ記載の研究発表申し込み要領に従って申し込んで下さい。

お知らせ

○会費について

今号に会費納入用の振替用紙を入れています。会費納入のほど、よろしくお願いいたします。また、現在、当該年度の上半期号に振替用紙を同封していますが、上半期号がお手元に届くのは早くても十月であるため大きなずれが生じ、公的機関では、当該年度の会費がその年度の後半の支出になり、事務処理上の問題が起きています。そこで、来年度から新学期に届くことになる下半期号に新年度の振替用紙を同封することにいたしました。

従いまして、今号と次号と連続で振替用紙が入ることになりますが、どうぞご了承下さい。

○投稿規程

一、投稿は、会員に限る。複数の執筆者による場合、筆頭著者が当会の会員でなければならない。

一、内容は、万葉集とその関連領域に関する未公刊の研究論文に限る。

一、分量は、原則として四百字詰め原稿用紙四十枚程度（ただし「黄葉片々」欄は十枚以内）とし、字詰め・行数および四百字詰め原稿用紙に換算した枚数（総文字数を四百で除した枚数ではなく、改行・余白を含めた枚数）を明記すること。また、原稿は、縦書きとする。

一、投稿に際しては、原稿のPDF(Portable Document Format)ファイルをメールに添付して送ること。なお、手書きの原稿の場合は、コピーを四部送り、原本は手許に残すこと（いずれの原稿も返却しない）。

一、投稿締め切りは、二月末日、八月末日の年二回とする。

一、受理された投稿は、編輯委員会の審議を経て採否が決定される。なお、採否の決定は編輯委員会に一任のこと。

一、採用後、入稿の際には速やかに電子データを提出しなければならない。

一、論文掲載の場合は、本誌五部を贈呈する。ただし、余分に入用の場合は、実費を申し受ける。

一、掲載された論文等の著作権は、執筆者に帰属する。ただし、本誌「萬葉」の再版、電子化公開等については、執筆者の許可を得ないで学会が行うことができるものとする。

一、投稿先は、学会本部とする。

メールアドレス　manyougakkai@gmail.com
住所

〒564-8680　大阪府吹田市山手町3-3-35
関西大学文学部　国語国文学専修合同研究室内

一、投稿者は、この投稿規程に従うものとする。

附則　この規程は二〇一九年一二月二二日より施行する。

○研究発表申し込み要領

一、発表内容

○万葉集とその関連領域に関する研究で未発表のもの。

一、申し込み方法など

○発表題目・八〇〇字以内の発表要旨・氏名・所属・住所・電話番号・メールアドレスを明記の上、学会本部宛てに封書にてお申し込み下さい。メールでは受け付けておりません。

○封筒に「研究発表申し込み在中」と朱書きして下さい。また、書留などを利用して学会本部への到着確認ができるようにして下さい。

○締め切りは六月末日（学会本部必着）です。通常、七月末日までに採否の連絡をします。

○発表時間は三〇分、質疑応答は一五分です。

○採否の決定は編輯委員会に一任のこと。

○現在編輯委員会は、以下の十五名によって構成されています。（五十音順）

◎乾　善彦　上野　誠　大島信生　奥村和美　尾山　慎
垣見修司　影山尚之　佐野　宏　白井伊津子　鉄野昌弘
西　一夫　橋本雅之　○村田右富実　山崎健司　吉井　健

（◎学会代表、○編輯委員長）

塙書房　新刊案内（表示価格は税別）

田中大士 著
衝撃の『万葉集』伝本出現
―廣瀬本で伝本研究はこう変わった―
はなわ新書85　一、二〇〇円

一九九三年の廣瀬本万葉集の発見報道から四半世紀。その出現によって万葉集の伝来の様相はどう変わったか。万葉集の伝本研究の現在を描き出し、古典文学の伝来をたどる

榎村寛之 著
律令天皇制祭祀と古代王権
A5判　一三、〇〇〇円

歴史資料を情報の発信と受容の記録として捉える観点にたち、古代の支配イデオロギー、野行幸や諡号、飲食儀礼、さらに王権と王朝絵画などについて論じた十五篇を収載。

西本昌弘 著
空海と弘仁皇帝の時代
A5判　一一、〇〇〇円

空海を中心とする仏教関係の史料に歴史学から分析を加えて空海や最澄ら仏教者の視点から嵯峨天皇の時代を考察し、平安時代初期の政治史・社会史・仏教史に新視点を提示。

西本昌弘 編
日本古代の儀礼と神祇・仏教
A5判　一〇、〇〇〇円

Ⅰ儀礼と宗教の内実、Ⅱ神祇と伝承諸相、Ⅲ仏教と寺院の展開の三部で構成され、即位儀礼、貨幣、大嘗祭、風土記、国分寺、桓武天皇などを考察した十七篇の論考を収載する

山口えり 著
古代国家の祈雨儀礼と災害認識
A5判　一二、〇〇〇円

六～十二世紀末迄の約六百年間の祈雨儀礼を国家の災害認識という観点から検討し、文化論・思想論の観点からも古代国家の展開を考察する新たな研究方法とその成果を提示

〒113-0033 東京都文京区本郷6-26-12　TEL 03-3812-5821　FAX 03-3811-0617
http://rr2.hanawashobo.co.jp　e-mail : hanawashobo@mbb.nifty.ne.jp

※実証的上代文学研究の礎が築かれる近世初期の、地下歌壇における『万葉集』研究史を辿る

近世初期『万葉集』の研究

大石真由香　論考篇では季吟の文献主義を明らかにし、近世上代文学研究の先駆けと位置付け、惺窩校正本の諸本の成立と歌句改変の意図を論じてその研究を精査する。資料篇として岩瀬文庫本『拾穂抄』翻刻を収載。

本体11000円（税別）

※防人歌とは誰によって詠まれ、どう捉えるべきなのか、その「構造」を明らかにし、学界の定説に挑む

万葉集防人歌群の構造

東城敏毅　本書は、防人歌とは貧民階級の一般防人兵士の歌ではなく防人集団の中でも上層階級の者の歌であると結論付け、各国の防人歌を一つの歌群として位置づけつつその形成を論じるものであり、学界の定説に挑む一書である。

本体10000円（税別）

※日本古代の思想史・政治史に新たな成果を贈る

日本古代の思想と天皇

水谷千秋　『継体天皇と古代の王権』に次ぐ第二論文集。神話に基づく皇孫思想と儒教（天命思想、徳治思想等）、仏教が如何にして国家のイデオロギーとなったのか。『古事記』『日本書紀』の分析を通じて古代思想史の核心に迫る。

新刊・本体8500円（税別）

和泉書院　〒543-0037　大阪市天王寺区上之宮町7-6　☎06-6771-1467　FAX06-6771-1508
振替 00970-8-15043　「いずみ通信」呈上

編輯後記

○前号の編輯後記に、二〇一九年度の臨地調査研究中止を記しましたが、今号は、二〇二〇年度の万葉一日旅行と全国大会と、両方の中止を記すことになってしまいました。この場を借りてお詫び申し上げます。

○今号は、昨年度の大会から佐藤信氏のご講演と奥村和子氏の発表を、また、投稿論文からは栗田岳氏の論文を掲載しました。さらに、本来今年度のご講演となるはずだった上野誠氏から稿をお寄せ頂きました。三郷町で聞くはずだったご講演ですが、オンラインならぬ誌面上でお楽しみに下さい。

○大学が対面授業をしないのはおかしいというニュースが流れますが、前期、苦労しながらオンライン授業に取り組んで来た教員の多くは、対面授業を望んでいるのではないでしょうか。ただ、大教室にびっしりと学生がいる状態での対面授業をしてよいのかと考えてしまいます。また、少人数の授業のみ対面で行うとなると、対面授業と対面授業の間のオンライン授業を学生たちはどこで受けるかも問題です。少人数の対面授業で何人かの学生がオンライン授業を希望する場合、三六〇度カメラを設置するのでしょうか。一体何台必要になるでしょう。不安を抱えたまま授業が始まりました。

○来年度の大会の準備が進んでいます。発表をお考えの方は八〇ページをご覧下さい。

（村田右富実）

◇お願い◇

1　書籍等の御寄贈は、次に記しました学会本部あてにお願いいたします。

大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号
関西大学文学部国語国文学専修合同研究室内（郵便番号五六四―八六八〇）

2　年会費の納入および入会申し込みは、そのむねを明記のうえ会費を郵便振替で「〇〇九〇〇―七―二九一四七　萬葉学会」あてにお送りください。

3　住所変更・改姓等の届出、本誌既刊号の購入等は、萬葉学会事務室あてにお願いいたします。

萬葉学会会則

（名称）
第一条　本会は、萬葉学会と称する。
（目的）
第二条　本会は、萬葉集とそれに関連する各分野の研究を目的とする。
（事業）
第三条　本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
（一）機関誌『萬葉』の編輯・発行
（二）全国大会の開催
（三）若手研究者育成・支援のための褒賞
（四）その他、本会の目的に沿う各種行事の開催
（会員）
第四条　萬葉研究者ならびに愛好者は、誰でも申みによって会員になることができる。
（会費）
第五条　会員は、年額四千円の会費（誌代を含む。）を年度初めに納入するものとする。
（組織）
第六条　本会に、代表、編輯委員会および会計監査を置く。
一　代表は、本会の事業全般に対して責任を負う。
二　編輯委員会は、編輯委員によって組織され、本会の運営ならびに機関誌『萬葉』の編輯・発行等の業務にあたる。
三　会計監査は、本会の会計処理に関する監査を行う。
四　代表、編輯委員および会計監査の選任ならびに編輯委員会の運営に関しては、別に定める。
（総会）
第七条　本会は、年一回総会を開催し、代表がこれを招集する。
（会計）
第八条　本会の事業遂行に必要な経費は、会費、その他収入で支弁する。
一　本会の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。
二　本会の会計は、年一回会員に報告する。
（本部）
第九条　本会は、会務処理のために、本部を編輯委員会の定めるところに置く。
二　本部の会務に関しては別に定める。
（会則の改訂および廃止）
第十条　本会則を改訂また廃止しようとするときは、総会出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。

（二〇二〇年四月一日施行）

萬　葉　第二百三十号
令和二(二〇二〇)年九月二十五日印刷
令和二(二〇二〇)年九月三十日発行
頒価　二〇〇〇円
編輯者　萬葉学会編輯委員会
発行者　萬葉学会　代表　乾　善彦
発行所　〒564-8680 大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号
関西大学文学部
国語国文学研究室内　萬葉学会
manyougakkai@gmail.com
事務室　〒564-8680 大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号
関西大学百周年記念会館内
萬葉学会事務室
manyo@kandai-pensee.co.jp
印刷所　〒640-8411 和歌山市梶取十七番二号
株式会社ウイング